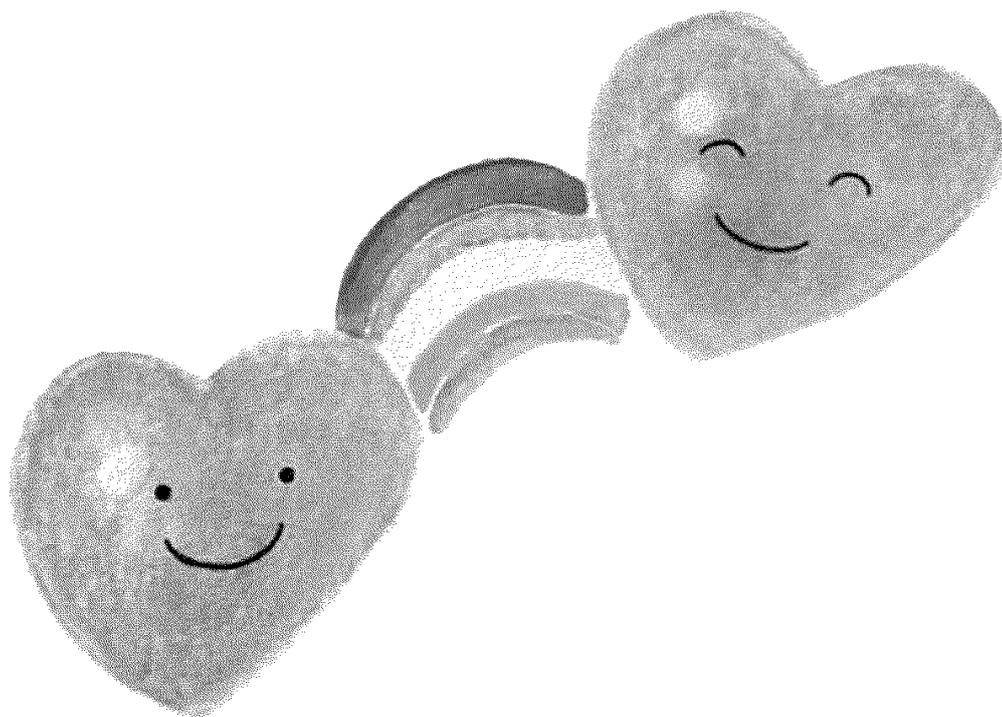


境町第6期障害福祉計画  
境町第2期障害児福祉計画



令和3年3月  
境町

## ごあいさつ

本町では、平成30年（2018年）3月に「第3次障害者計画」及び「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、基本理念である「障害のある人、ない人が、ともに理解し合い、こころ豊かに暮らす共生社会をめざして」の実現をめざし、障がい福祉施策を推進してまいりました。



平成30年（2018年）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。この改正により、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、より一層サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う事が求められています。

こうした国の動向を踏まえ、この度、障がいのある人の現状を分析し、障がい者当事者の方々へのアンケート調査等を踏まえ、令和3年（2021年）を初年度とする、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。

今後も、前計画の基本理念を継承しつつ、障がい福祉にかかる施策の推進を図ってまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画策定にあたり、ご協力いただきました境町地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、貴重なご意見を頂きました町民の皆様へこころより感謝申し上げます。

令和3年3月

境町長 橋本正裕

# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨と背景	1
第2節 計画の位置づけ等	2
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	4
第1節 人口の推移	4
第2節 障がいのある人の状況	5
第3節 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実施状況	14
第4節 アンケート調査結果	21
第3章 計画の基本指針と成果目標	43
第1節 計画の基本理念	43
第2節 基本指針に基づく成果目標	44
第4章 本計画における各サービス見込量	50
第1節 障がい福祉サービス等の見込量	50
第2節 障がい児福祉サービス等の見込量	56
第3節 地域生活支援事業の見込量	58
第5章 計画の推進	63
第1節 計画の推進体制	63

---

---

# 第1章 計画策定にあたって

---

---

## 第1節 計画策定の趣旨と背景

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

本町は、「障がいのある人、ない人が、ともに理解し合い、こころ豊かに暮らす共生社会をめざして」を基本理念として、平成30年3月に「第3次障害者計画」及び「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、障がい福祉にかかる施策を推進してきました。

この度、令和3年3月で「第3次障害者計画」が中間年を、「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が計画期間満了を迎えます。

次期計画（令和3年度から令和5年度まで）の計画策定にあたり、国の基本指針では、「障がい福祉人材の確保」や「障がい者の社会参加を支える取組」が盛り込まれるなどの見直しがされました。

国の障がい福祉の動向を踏まえ、「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を分析・評価し課題を整理したうえで、国の指針に基づき「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下、「本計画」といいます）を策定します。

なお、本計画は、第6次境町総合計画において目指すべき方向性とされる、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」に示される項目の推進により、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、持続可能な障がい福祉施策を推進していきます。

※ 本計画書での「障害者」、「障害」の表記について

「障害者」、「障害」の表記について、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい者」、「障がい」と表記します。

## 第2節 計画の位置づけ等

### 1. 法的位置づけ

本計画は、障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく第6期障害福祉計画と、児童福祉法（第33条の20第1項）に基づく第2期障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

	法的位置づけ	計画の役割
境町第3次障害者計画	障害者基本法第11条第3項による規定に基づく「市町村障害者計画」	障がい福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするもの。
境町第6期障害福祉計画	改正障害者総合支援法第88条第1項による規定に基づく「市町村障害福祉計画」	障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示すもの。
境町第2期障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20第1項による規定に基づく「市町村障害児福祉計画」	障がい児通所支援や障がい児相談支援の提供体制の確保等に関する事項を定めるもの。

### 2. 計画の期間

本計画の計画期間は、以下のとおりとします。ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者計画	第2次						第3次					
障害福祉計画	第3期		第4期		第5期		第6期					
障害児福祉計画	/						第1期		第2期			

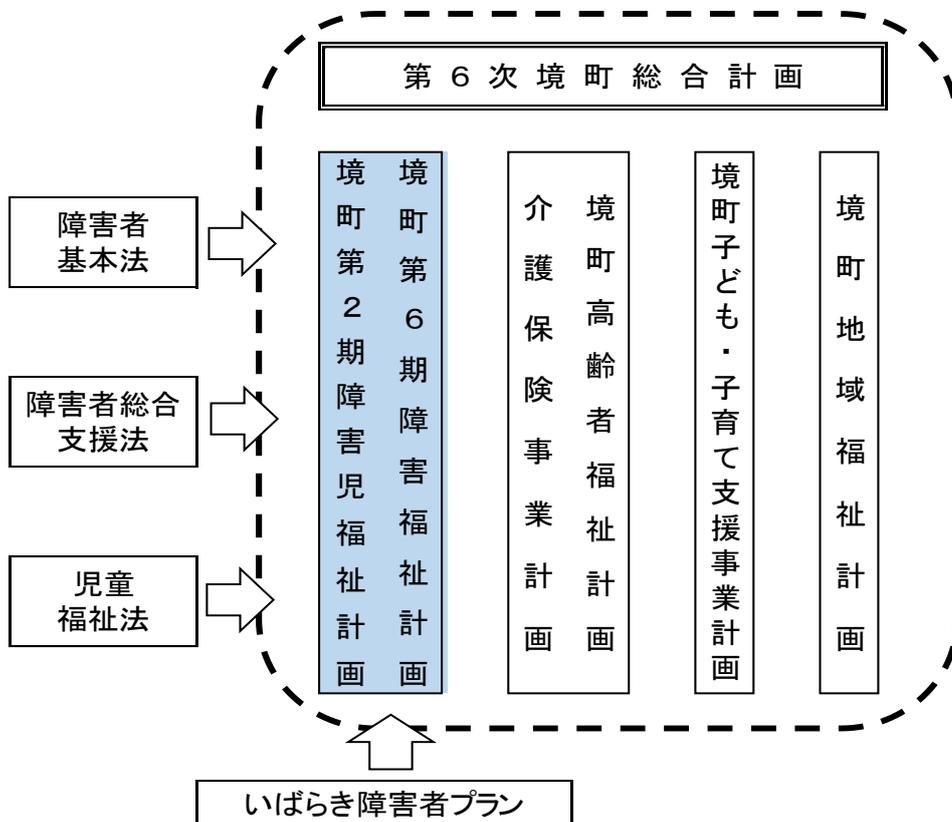
### 3. 計画の対象

この計画の対象とする障がいは、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の定義に基づき、身体障がい・知的障がい・精神障がい（発達障がい・高次脳機能障がいを含む）・難病等で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象としています。

### 4. 各種計画における位置づけ

本計画の策定にあたっては、国が定める「障害者基本法」「障害者総合支援法」「児童福祉法」を踏まえて策定するとともに、町の最上位計画である「第6次境町総合計画」、保健福祉分野の関連計画である「境町地域福祉計画」「境町子ども・子育て支援事業計画」などの計画と調和を保った計画として策定します。

さらに、本計画の「第4章 第3節 地域生活支援事業の見込量」を法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけ、保健福祉分野の各関連計画と整合、連携を図ります。



## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

### 第1節 人口の推移

#### 1. 人口・手帳所持者数の推移

境町の総人口は、令和元年1月1日現在は24,090人で、年々減少傾向にあります。しかし、手帳所持者数は年々増加しており、人口総数に占める手帳所持者の割合も増加傾向にあります。年齢階級別にみると65歳以上（高齢者層）が増加しています。

#### ■人口・手帳所持者数の推移 (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
人口	24,720	24,449	24,363	24,291	24,090
手帳所持者数	977	1,012	1,046	1,093	1,132

#### ■年齢階級別人口の推移 (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0～14歳	3,266	3,157	3,103	3,085	2,950
15～64歳	15,099	14,784	14,622	14,504	14,220
65歳～	6,355	6,508	6,638	6,702	6,920
計	24,720	24,449	24,363	24,291	24,090

資料：人口は茨城県常住人口調査結果報告書（各年1月1日現在）  
手帳所持者数は社会福祉課（各年4月1日現在）

## 第2節 障がいのある人の状況

### 1. 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、増加傾向にあります。特に精神障害者保健福祉手帳の増加は顕著であり、平成27年と比較すると2倍以上になっています。

#### ■障害者手帳所持者数の推移

(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
身体障害者手帳	737	738	733	749	764
療育手帳	182	190	201	215	217
精神障害者 保健福祉手帳	58	84	112	129	151
計	977	1,012	1,046	1,093	1,132

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

## 2. 身体障がいのある人の状況

### (1) 等級別状況

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、「1級」が全体の3割以上と多く、次いで、「4級」「2級」の順になっています。

#### ■身体障害者手帳所持者の等級別状況 (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1級	249	256	260	279	282
2級	138	134	136	130	129
3級	115	111	112	109	111
4級	148	147	141	143	149
5級	52	51	48	48	51
6級	35	39	36	40	42
計	737	738	733	749	764

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

## (2) 障がい別状況

身体障害者手帳所持者を障がい別にみると、「肢体不自由」が5割を超え、近年では「内部障害」が増加しています。

### ■身体障害者手帳の障がい別状況

(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
音声言語そしゃく機能障害	6	6	6	6	5
視覚障害	43	41	38	40	42
聴覚・平衡機能障害	48	52	52	52	60
内部障害	219	227	230	247	256
肢体不自由	421	412	407	404	401
計	737	738	733	749	764

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

## (3) 身体障害者手帳所持者の年齢別推移

身体障害者手帳所持者の年齢別推移をみると、18歳未満は横ばいの推移ですが、18歳以上は増加傾向にあります。

### ■身体障害者手帳所持者の年齢別推移

(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
18歳未満	18	15	16	18	18
18歳以上	719	723	717	731	746
計	737	738	733	749	764

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

### 3. 知的障がいのある人の状況

#### (1) 療育手帳所持者の等級別状況

療育手帳所持者数は横ばいながら増加傾向にあります。特に「B（中度）」  
「C（軽度）」が増加傾向にあります。

#### ■療育手帳所持者の等級別状況 (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
OA（最重度）	40	42	45	48	47
A（重度）	49	50	50	49	48
B（中度）	53	55	60	63	67
C（軽度）	40	43	46	55	55
計	182	190	201	215	217

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

#### (2) 療育手帳所持者の年齢別推移

療育手帳所持者の年齢別推移をみると、18歳未満、18歳以上ともに増加  
傾向にあります。

#### ■療育手帳所持者の年齢別状況 (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
18歳未満	49	54	54	60	59
18歳以上	133	136	147	155	158
計	182	190	201	215	217

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

## 4. 精神障がいのある人の状況

### (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、平成27年と比較すると2倍以上になっています。特に「2級」「3級」が増加している状況です。

#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況 (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1級	6	9	12	12	11
2級	29	62	70	81	94
3級	14	25	30	36	46
計	49	96	112	129	151

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

### (2) 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別推移をみると、18歳未満は横ばいの推移ですが、18歳以上は増加傾向にあります。

#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移 (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
18歳未満	0	3	3	4	5
18歳以上	49	93	109	125	146
計	49	96	112	129	151

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

### (3) 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）受給者は毎年1.1倍の増加傾向にあり、令和元年で400人を超えています。

#### ■自立支援医療（精神通院）受給者の状況 (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
受給者数	242	286	330	371	414

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

## 5. 指定難病特定医療費助成利用者数

指定難病特定医療費助成利用者は増加傾向にあります。

### ■ 指定難病特定医療費助成利用状況

(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
受給者数	45	41	40	41	53

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

#### 境町指定難病特定医療費助成金支給制度

境町に住所を有し、かつ茨城県から「指定難病特定医療費受給者証」の交付を受けている方に、医療費の自己負担額（対象者1人につき上限月額3,000円）が助成されます。

※ただし、自己負担上限額が月額3,000円を下回る場合はその額が助成されます。

## 6. 早期療育の状況

### (1) 乳幼児健診後の継続支援状況

乳幼児健診で、言葉や行動の問題で継続支援が必要だったケースは「1歳6か月健診」では減少傾向にあるものの、横ばいの推移となっています。「3歳児健診」では減少傾向にあります。

#### ■乳幼児健診後の継続支援状況 (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1歳6か月	67	72	57	61	50
3歳児	32	25	27	35	12

資料：子ども未来課健康推進室

### (2) 各種相談・教室での指導状況

#### ■各種相談・教室での指導状況 (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
すくすく相談	5	8	6	6	5
にこにこ教室	17	14	13	23	20
すこやか教室	18	22	14	26	15

資料：子ども未来課健康推進室

#### ■すくすく相談

乳幼児健診や育児相談等の結果、個性に応じた療育が必要とされた方を対象に、早期療育プログラムに沿い、茨城県ポーターズ協会による個別指導を行なう。

#### ■にこにこ教室

乳幼児健診や育児相談等の結果、個性に応じた療育が必要とされた方を対象に、療育プログラム（応用行動分析）に沿い、臨床発達心理士による個別指導・集団指導を行なう。

#### ■すこやか教室

就園前のお子さんとその親を対象に集団生活に慣れる事を目的とした教室を行う。

## 7. 特別支援学校の在籍状況

### (1) 特別支援学校に通う児童・生徒の状況

町内在住の特別支援学校に通う児童・生徒数は増加傾向にあります。

#### ■特別支援学校に通う児童・生徒の状況 (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
小学部	20	22	16	12	14
中学部	10	11	17	21	17
高等部	10	10	12	14	16
計	40	43	45	47	47

資料：特別支援学校（各年5月1日）

\* 数値は境町に在住の児童・生徒数

### 第3節 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の

#### 実施状況

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）で定めた成果目標及び各活動指標の進捗状況

#### 1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	平成29年度末時点	目標値 (令和2年度末)	実績 (令和2年度末)
施設入所者数	39人	38人	39人

#### 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値 (令和2年度末)	実績 (令和2年度末)
協議の場の設置状況	1箇所	1箇所 *1

\*1 境町地域自立支援協議会を位置づけています。

#### 3. 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標値 (令和2年度末)	実績 (令和2年度末)
整備状況	1箇所	0箇所

#### 4. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	平成29年度末時点	目標値 (令和2年度末)	実績 (令和2年度末)
一般就労移行者数	2人	3人	3人

項目	平成29年度末時点	目標値 (令和2年度末)	実績 (令和2年度末)
就労移行支援事業の利用者数	6人	8人	5人

項目	平成29年度末時点	目標値 (令和2年度末)	実績 (令和2年度末)
就労移行支援事業数	1事業所	1事業所	0事業所

\* 令和2年度は実績見込み。

#### 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標値 (令和2年度末)	実績 (令和2年度末)
児童発達支援センターの設置	1箇所	0箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所	0箇所
主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1事業所	2事業所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1箇所	0箇所

\* 令和2年度は実績見込み。

## 6. 障がい福祉サービス

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスの利用実績は、見込量と比較すると実人数は下回っていますが、利用時間については大幅に上回っており、一人当たりの利用時間が増えている事がわかります。

(上段：見込量、下段：実績値)

	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援助・行動援護・重度障害者包括支援	延時間/月	153	144	156	160
			203	230	260
	実人/月	14	15	18	19
			17	17	18

\* 令和2年度は実績見込み。

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用実績は、「自立訓練(生活訓練)」、「就労移行支援」は見込量を下回っていますが、その他は見込量を上回っています。

(上段：見込量、下段：実績値)

	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	延人日/月	1,174	1,176	1,197	1,218
			1,204	1,252	1,345
	実人/月	54	56	57	58
			57	58	63
自立訓練 (機能訓練)	延人日/月	1	10	10	10
			3	3	13
	実人/月	1	1	1	1
			1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	延人日/月	24	30	30	30
			32	7	7
	実人/月	2	2	2	2
			2	1	1
就労移行支援	延人日/月	122	133	144	152
			72	110	100
	実人/月	6	7	8	8
			3	6	5
就労継続支援A型	延人日/月	209	216	234	252
			214	237	279
	実人/月	12	12	13	14
			12	14	14
就労継続支援B型	延人日/月	479	486	504	522
			524	568	764
	実人/月	22	27	28	29
			30	31	40
療養介護	延人日/月	122	122	122	122
			122	122	123
	実人/月	4	4	4	4
			4	4	4
短期入所	延人日/月	39	38	43	43
			39	22	45
	実人/月	4	5	5	5
			4	6	6

\* 令和2年度は実績見込み。

### (3) 居住系サービス

居住系サービスの利用実績は、「施設入所支援」「共同生活援助」は見込量を上回っていますが、平成30年度から始まった「自立生活援助」は利用がありませんでした。

(上段：見込量、下段：実績値)

	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所支援	実人/月	40	38	38	38
			40	40	40
共同生活援助	実人/月	27	27	28	29
			27	30	31
自立生活援助	実人/月	—	1	1	1
			0	0	0

\*令和2年度は実績見込み。

### (4) 計画相談・地域移行支援・地域定着支援

計画相談の利用実績は、見込量を下回っているものの増加傾向にあります。「地域移行支援」「地域定着支援」の利用実績はありませんでした。

(上段：見込量、下段：実績値)

	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	実人/月	130	150	155	160
			140	141	157
地域移行支援	実人/月	0	1	1	1
			0	0	0
地域定着支援	実人/月	1	1	1	1
			1	0	0

\*令和2年度は実績見込み。

### (5) 障がい児支援

障がい児支援の利用実績は、「放課後等デイサービス」が見込量を上回っています。「保育所等訪問支援」については、利用者がいない状況です。

(上段：見込量、下段：実績値)

	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	実人/月	7	8	9	10
			6	9	7
放課後等デイサービス	実人/月	31	25	28	30
			41	41	43
保育所等訪問支援	実人/月	0	—	—	—
			0	0	0
障がい児相談支援	実人/月	39	—	—	—
			48	51	51

\* 令和2年度は実績見込み。

## (6) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の利用実績において、「日常生活用具給付事業」が見込量を大幅に上回っています。「生活サポート」「身体障害者自動車運転免許取得費助成事業」「成年後見制度利用支援事業」では利用がなく、その他はおおよそ見込みどおりとなっています。

(上段：見込量、下段：実績値)

	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談支援事業	実施 箇所数	1	1	1	1
			1	1	1
手話通訳者・要約筆記 者派遣事業	実施 箇所数	1	1	1	1
			1	1	1
手話奉仕員養成講座	実施 箇所数	1	1	1	1
			1	1	1
訪問入浴サービス事業	実施 箇所数	2	2	2	2
			2	1	1
日常生活用具給付事業	件数/年	594	590	600	610
			686	660	684
日中一時支援事業	実施 箇所数	10	8	8	8
			9	10	7
	実人/年	33	40	40	40
			33	37	34
移動支援事業	実施 箇所数	1	1	1	1
			2	4	5
	実人/年	4	5	5	5
			4	4	4
生活サポート事業	実人/年	0	1	1	1
			0	0	0
身体障害者自動車運転 免許取得費助成事業	件数/年	0	1	1	1
			0	0	0
身体障害者自動車改造 費助成事業	件数/年	1	1	1	1
			0	1	0
成年後見制度利用支援 事業	件数/年	0	1	1	1
			0	0	0

\* 令和2年度は実績見込み。

## 第4節 アンケート調査結果

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査の目的

本計画の策定にあたっては、町内在住の障がいのある人の生活状況やニーズなどを把握し、策定の基礎資料及び今後の施策運営の参考としていくことを目的としてアンケート調査を実施しました。以下に調査の概要について示します。

#### (2) 調査の種類および調査対象者

調査種別	調査対象者
障がい者（児）調査	町内在住の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、自立支援医療受給者証をお持ちの方、指定難病特定医療費助成受給者

#### (3) 調査の設計

調査種別	項目	内容
障がい者（児）調査	ア 対象者数	1,000人
	イ 抽出方法	無作為抽出
	ウ 調査地域	町内全域
	エ 調査方法	郵送配布・郵送回収
	オ 調査期間	令和3年1月21日～2月12日

#### (4) 回収結果

調査種別	①発送数（通）	②回収数（通）	③回収率（％）
障がい者（児）調査	1,000	534	53.4

#### (5) 調査結果の見方

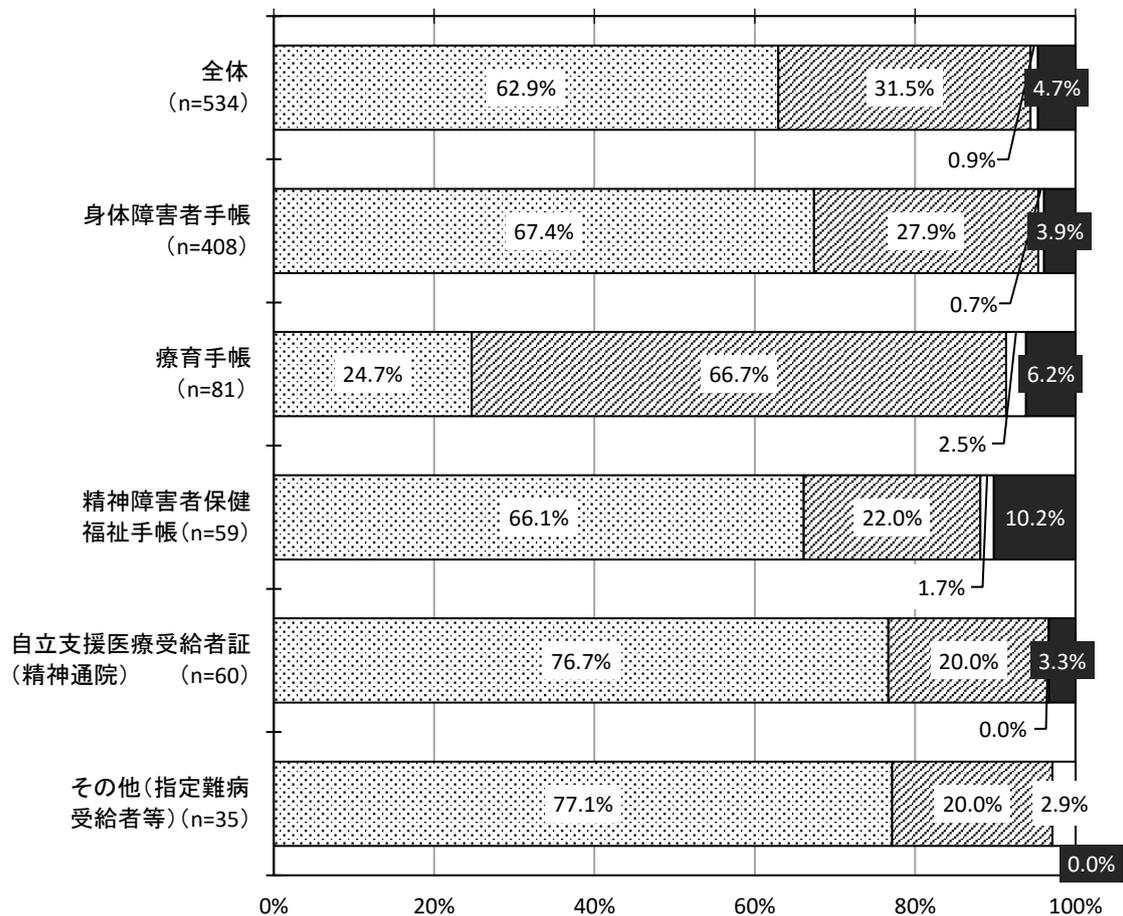
- ①図表中の「n」は、その設問の回答者数を表します。
- ②集計した数値（％）は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。そのため、質問に対する回答の選択肢が1つだけの場合、選択肢の数値（％）をすべて合計しても、100%にならない場合があります。
- ③回答者数を分母として割合（％）を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100%を超えることがあります。

## 2. 主な調査結果

### (1) 回答者

回答者は「本人（この調査票が郵送されたあて名のかた）」が62.9%と最も高く、次いで「本人の家族」が31.5%、「本人の家族以外の介助者」が0.9%となっています。

手帳所持状況別にみると、療育手帳では「本人の家族」が66.7%、それ以外の手帳では「本人（この調査票が郵送されたあて名のかた）」が6割台から7割台後半と、最も高くなっています。

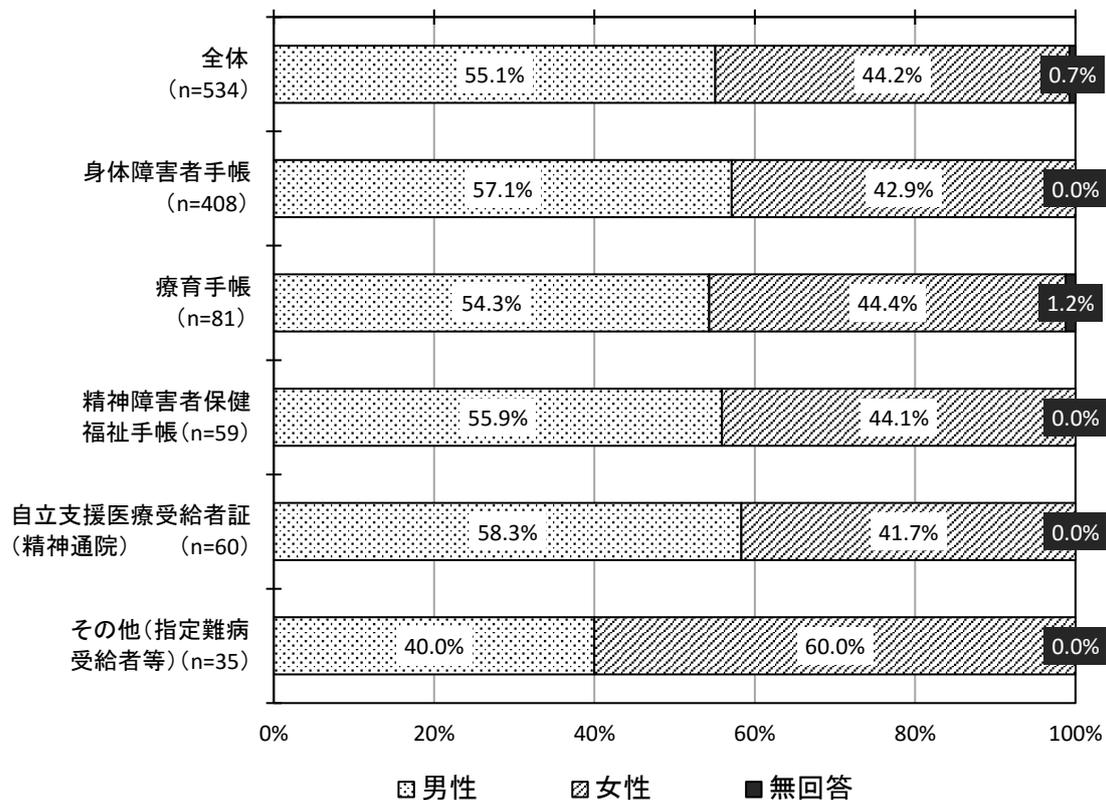


■ 本人(この調査票が郵送されたあて名のかた) ■ 本人の家族 □ 家族以外の介助者 ■ 無回答

## (2) 回答者の性別

性別は「男性」が55.1%と、「女性」の44.2%を上回っています。

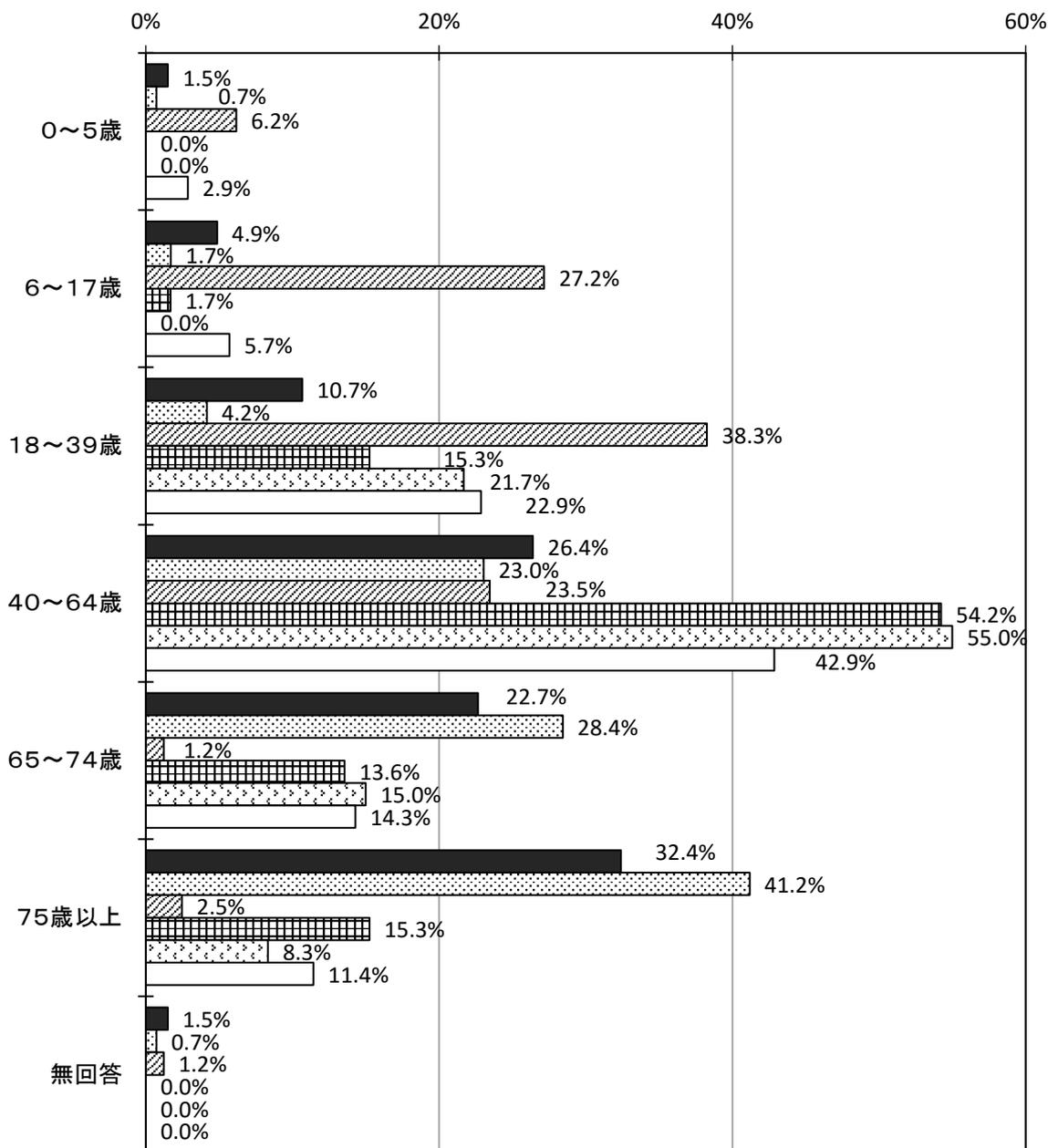
手帳所持状況別にみると、その他（指定難病受給者等）では「女性」が高く、それ以外の手帳では「男性」が高くなっています。



### (3) 回答者の年齢

年齢は、「75歳以上」が32.4%と最も高く、次いで「40～64歳」が26.4%、「65～74歳」が22.7%となっています。

手帳所持状況別にみると、身体障害者手帳では「75歳以上」が41.2%、療育手帳では「18～39歳」が38.3%、それ以外の手帳では「40～64歳」が4割台から5割台半ばと、最も高くなっています。



- 全体 (n=534)
- ▨ 療育手帳 (n=81)
- ▩ 身体障害者手帳 (n=408)
- ▤ 精神障害者保健福祉手帳 (n=59)
- 自立支援医療受給者証 (精神通院) (n=60)
- その他 (指定難病受給者等) (n=35)

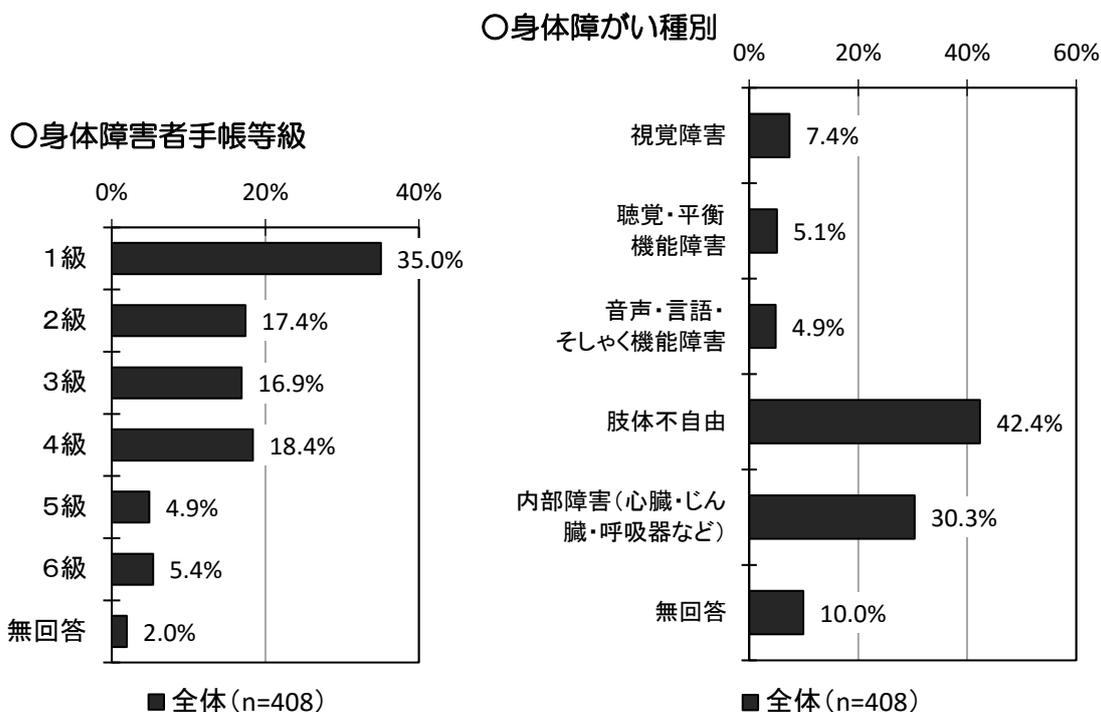
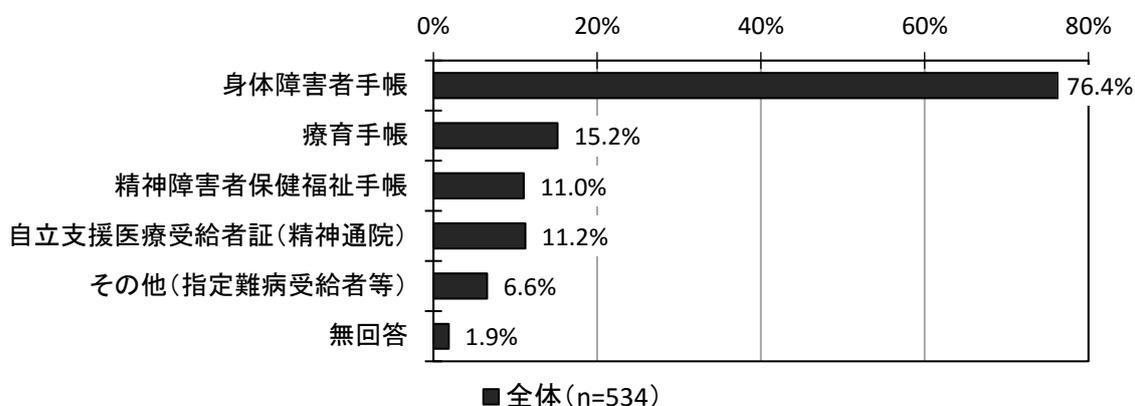
#### (4) 回答者の手帳の所持状況

手帳の所持状況は、「身体障害者手帳」が76.4%と最も高く、次いで「療育手帳」が15.2%、「自立支援医療受給者証（精神通院）」が11.2%となっています。

身体障害者手帳の等級は「1級」が35.0%と最も高く、次いで「4級」が18.4%、「2級」が17.4%となっています。

身体障がいの種別は、「肢体不自由」が42.4%と最も高く、次いで「内部障害（心臓・じん臓・呼吸器など）」が30.3%、「視覚障害」が7.4%となっています。

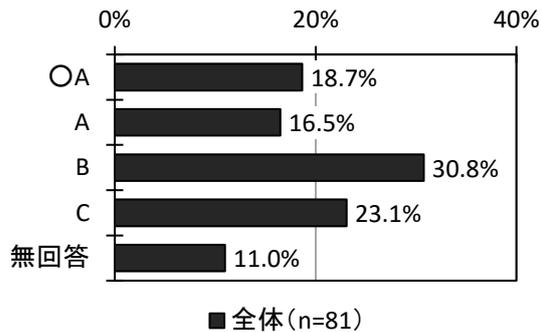
#### ○手帳の種類



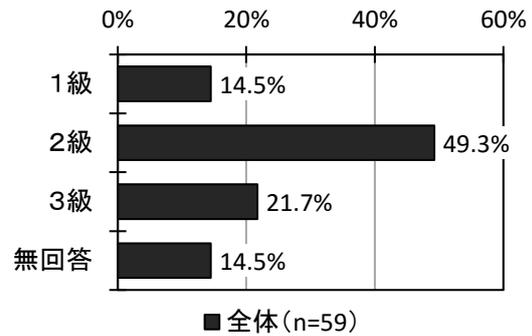
療育手帳の等級は「B」が30.8%と最も高く、次いで「C」が23.1%、「OA」が18.7%となっています。

精神障害者保健福祉手帳の等級は「2級」が49.3%と最も高く、次いで「3級」が21.7%、「1級」が14.5%となっています。

○療育手帳等級



○精神障害者保健福祉手帳等級

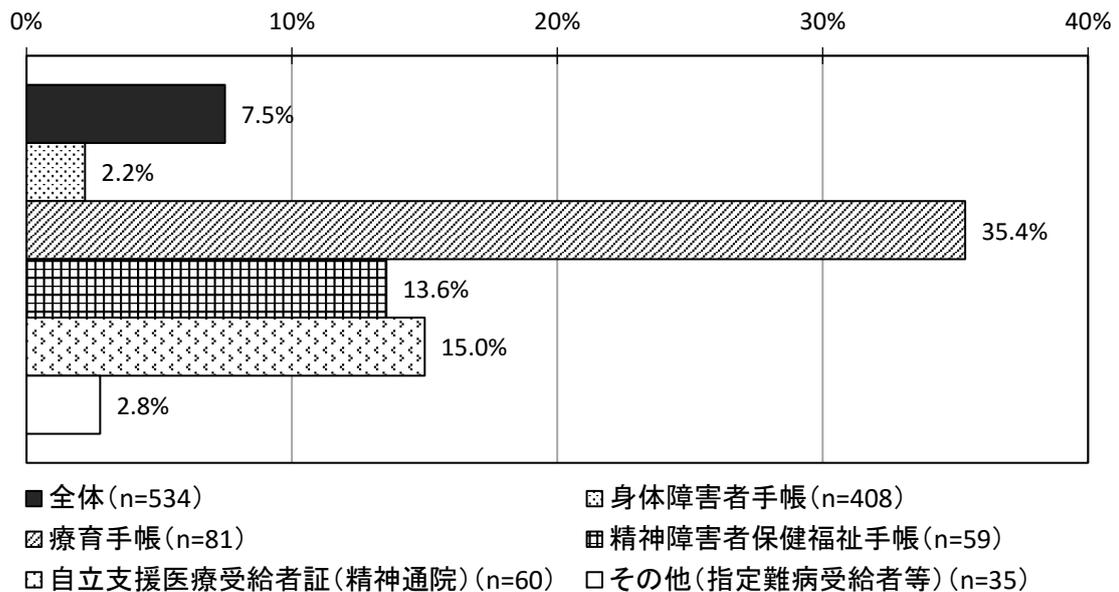


### (5) 医師からの診断

医師から診断を受けているものについては、「発達障害」が7.5%と最も高く、次いで「指定難病」が6.5%「高次脳機能障害」が2.6%となっています。

手帳所持状況別に「発達障害」をみると、療育手帳では35.4%と、それ以外の手帳と比べて高くなっています。

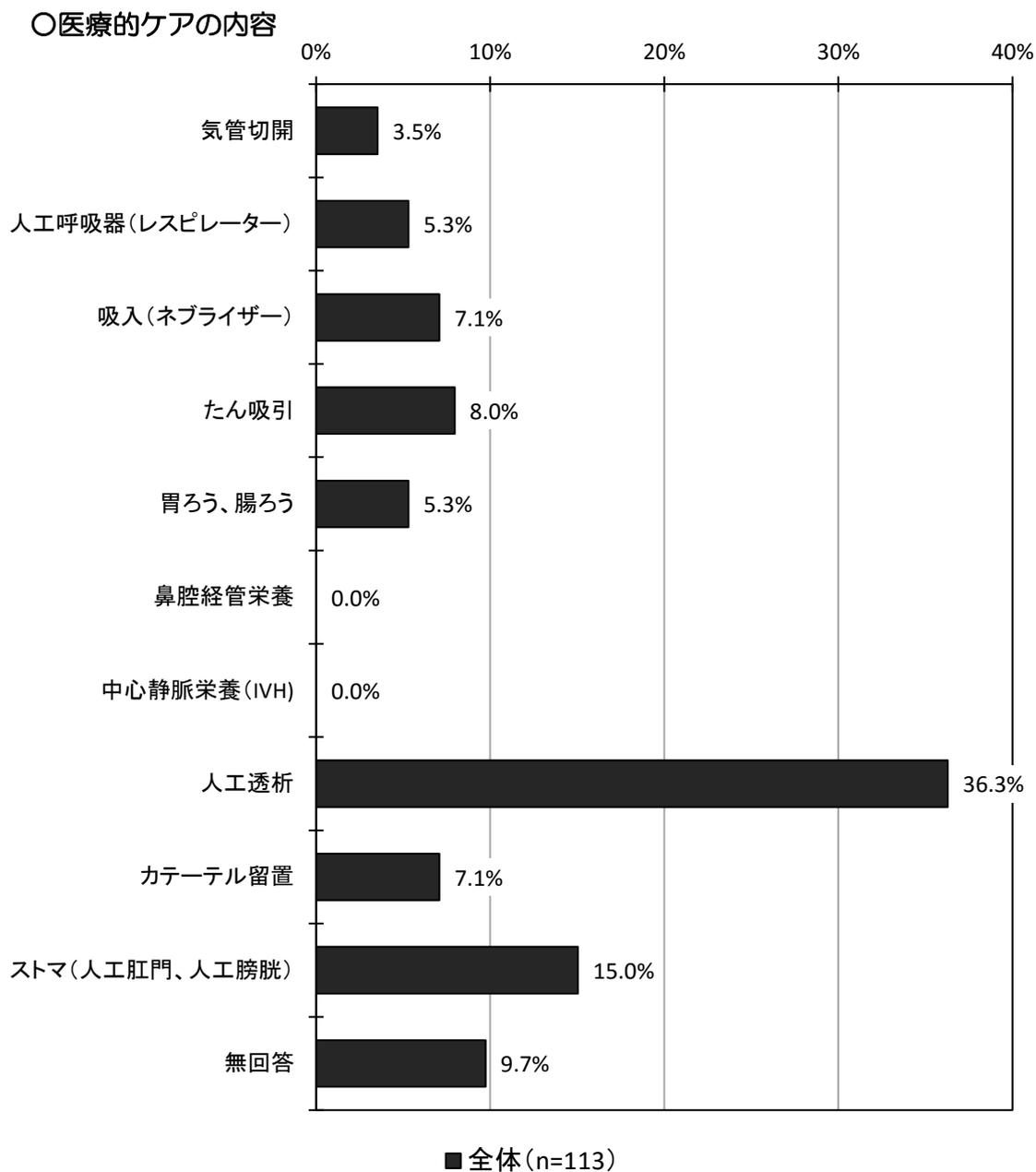
○発達障害の診断を受けている



## (6) 医療的ケアを受けているか

医療的ケアを受けているかについては、「受けていない」が67.6%、「受けている」が21.2%となっています。

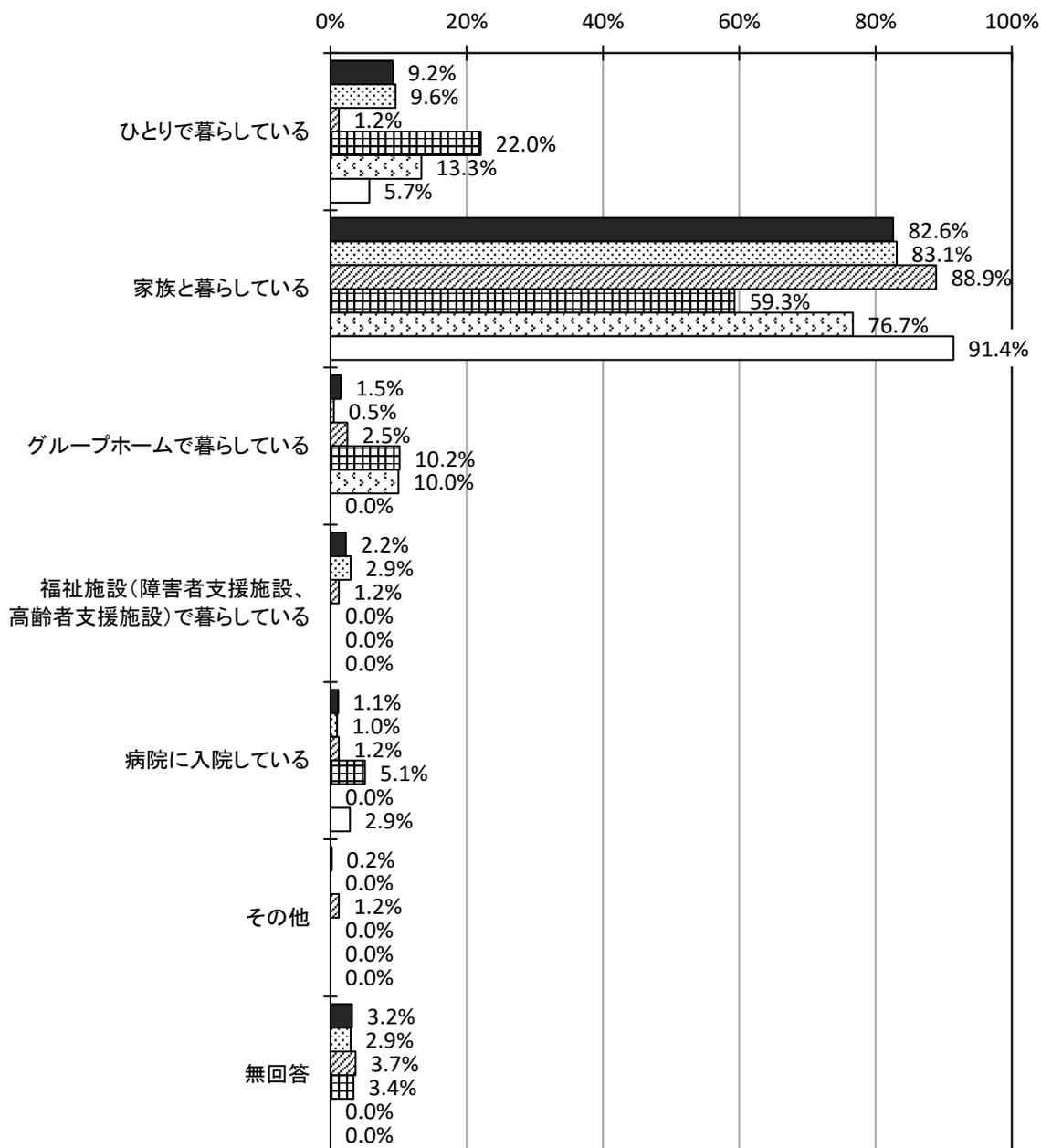
医療的ケアの内容については、「人工透析」が36.3%と最も高く、次いで「ストマ（人工肛門、人工膀胱）」が15.0%、「たん吸引」が8.0%となっています。



### (7) 現在の暮らし

現在どのように暮らしているかについて、「家族と暮らしている」が82.6%と最も高く、次いで「ひとりで暮らしている」が9.2%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が2.2%となっています。

手帳所持状況別にみると、精神障害者保健福祉手帳では「ひとりで暮らしている」が22.0%と、それ以外の手帳と比べて高くなっています。



■ 全体 (n=534)

▨ 療育手帳 (n=81)

▤ 自立支援医療受給者証(精神通院) (n=60)

▩ 身体障害者手帳 (n=408)

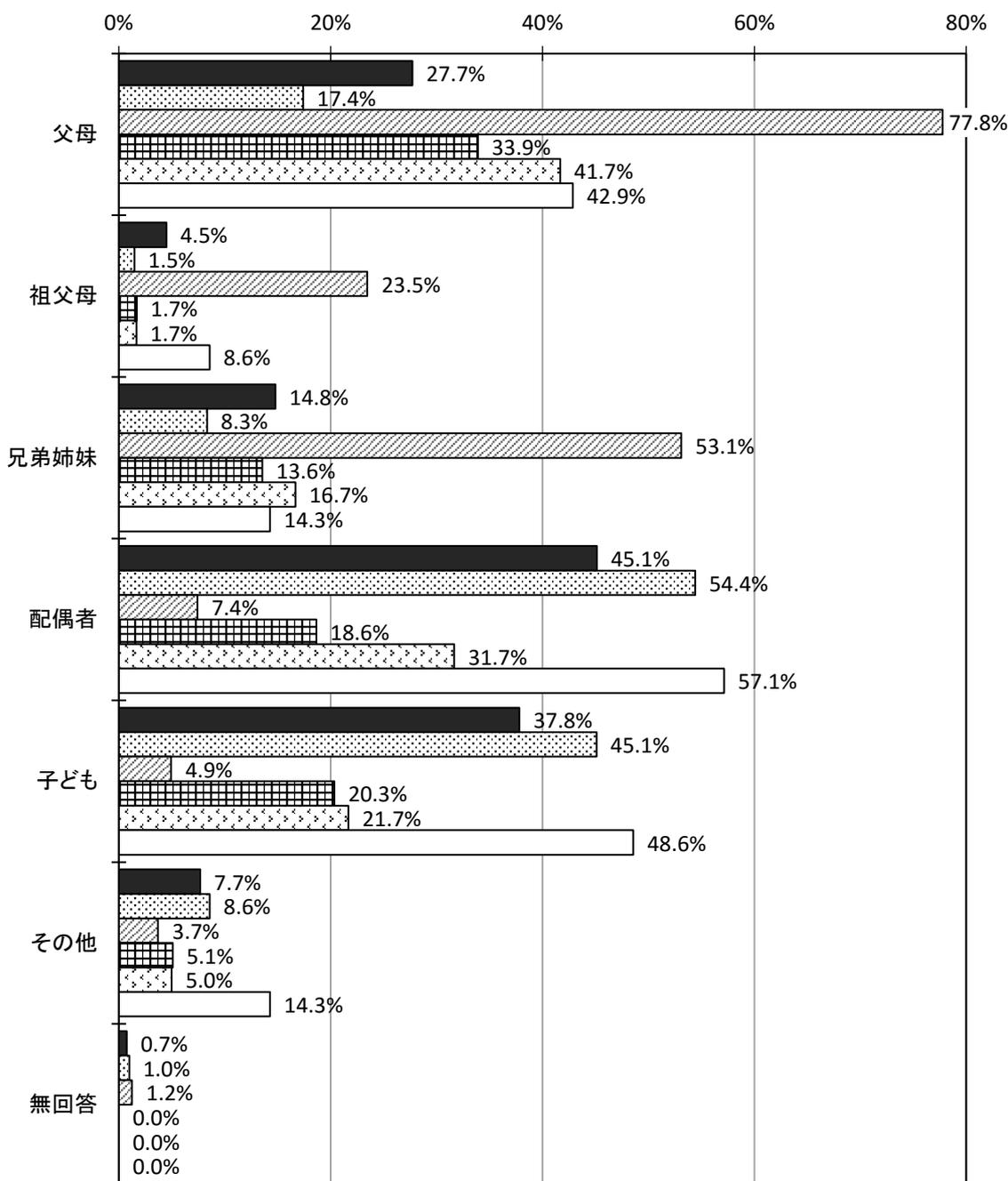
▦ 精神障害者保健福祉手帳 (n=59)

□ その他(指定難病受給者等) (n=35)

### (8) 同居者について

同居者については、「配偶者」が45.1%と最も高く、次いで「子ども」が37.8%、「父母」が27.7%となっています。

手帳所持状況別にみると、年齢のひくい回答者が多い療育手帳では「父母」が77.8%、「兄弟姉妹」が53.1%と、それ以外の手帳と比べて高くなっています。



■ 全体 (n=534)

▣ 身体障害者手帳 (n=408)

▤ 療育手帳 (n=81)

▥ 精神障害者保健福祉手帳 (n=59)

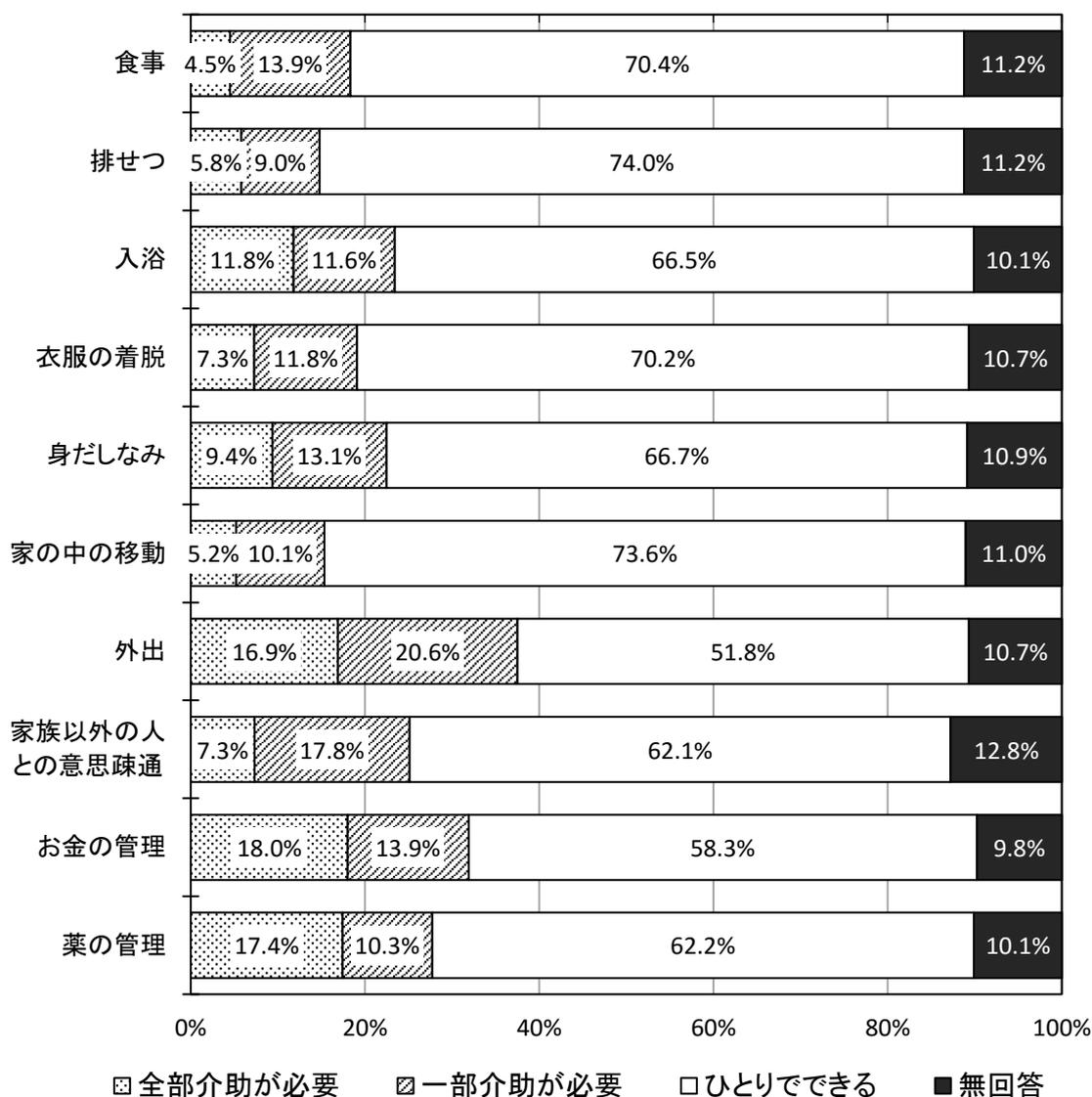
□ 自立支援医療受給者証 (精神通院) (n=60) □ その他 (指定難病受給者等) (n=35)

### (9) 日常生活の介助について

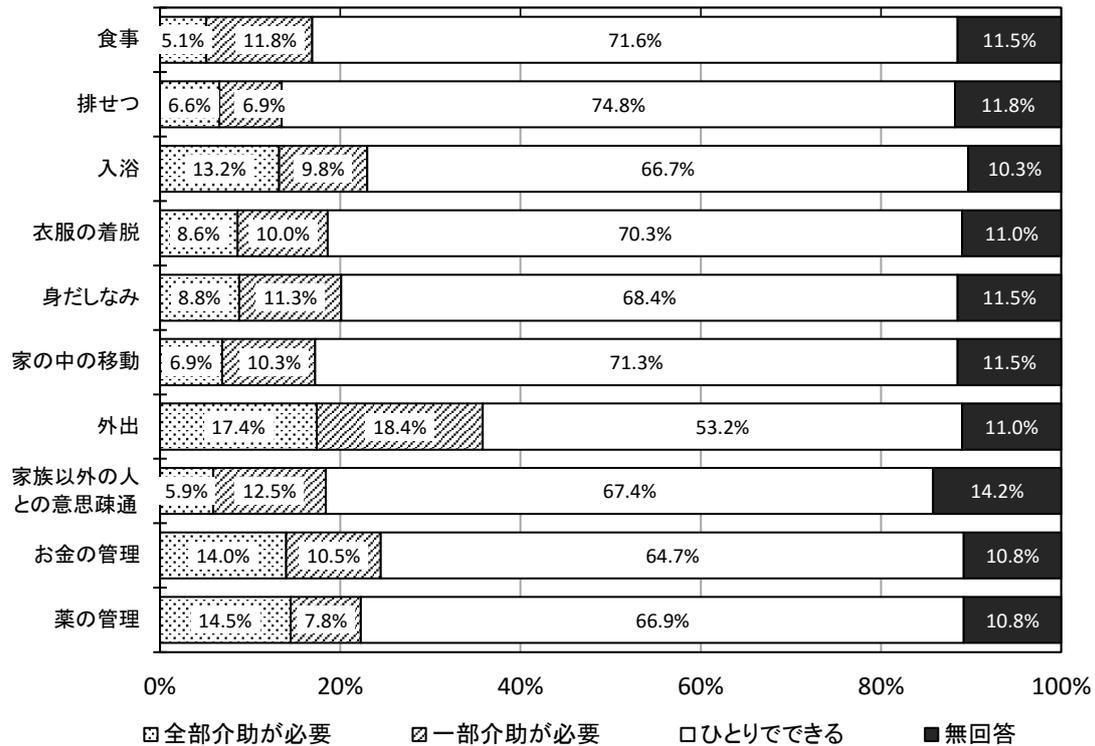
日常生活で介助が必要かについては、「ひとりでできる」が5割台から7割台と最も高く、次いで「一部介助が必要」と「全部介助が必要」が1割台から2割台となっています。

手帳所持状況別にみると、療育手帳では「全部介助」と「一部介助が必要」の割合が、それ以外の手帳と比べて高くなっています。

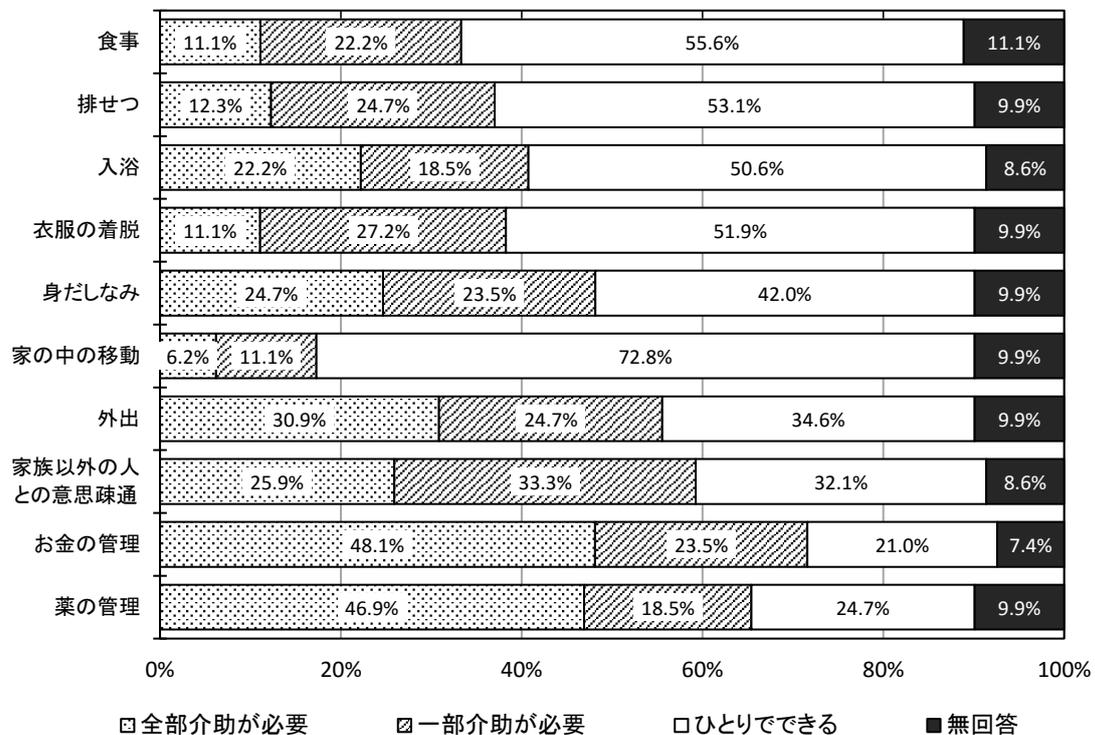
○全体 (n=534)



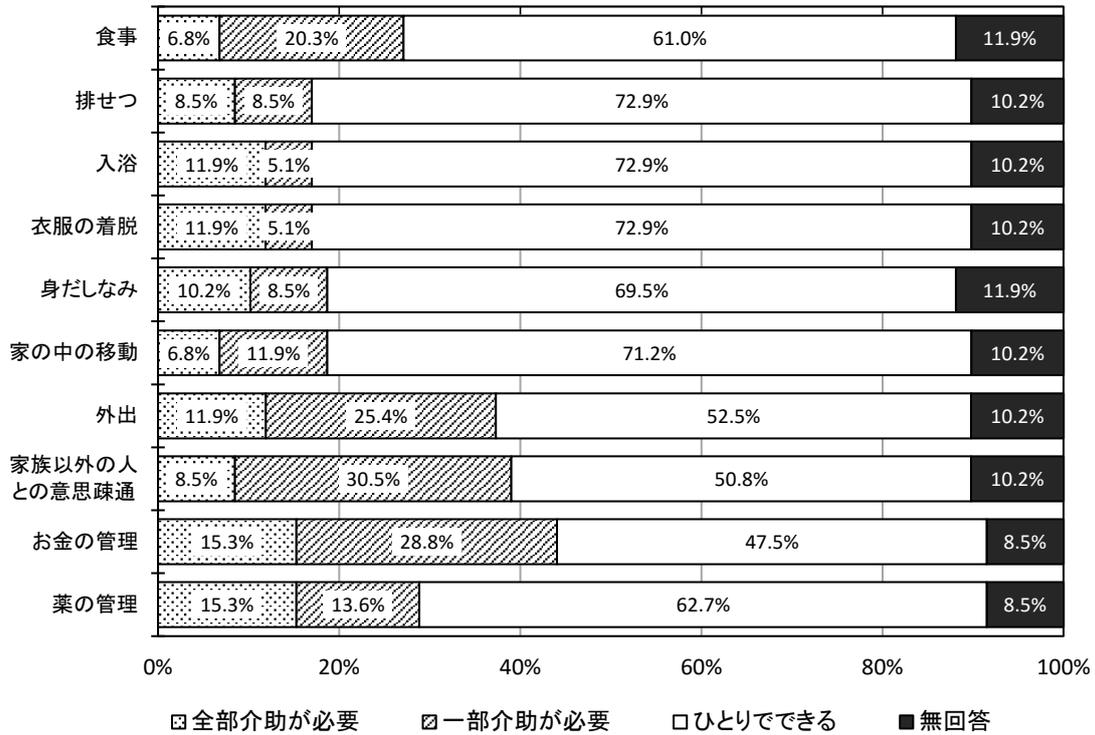
### ○身体障害者手帳 (n=408)



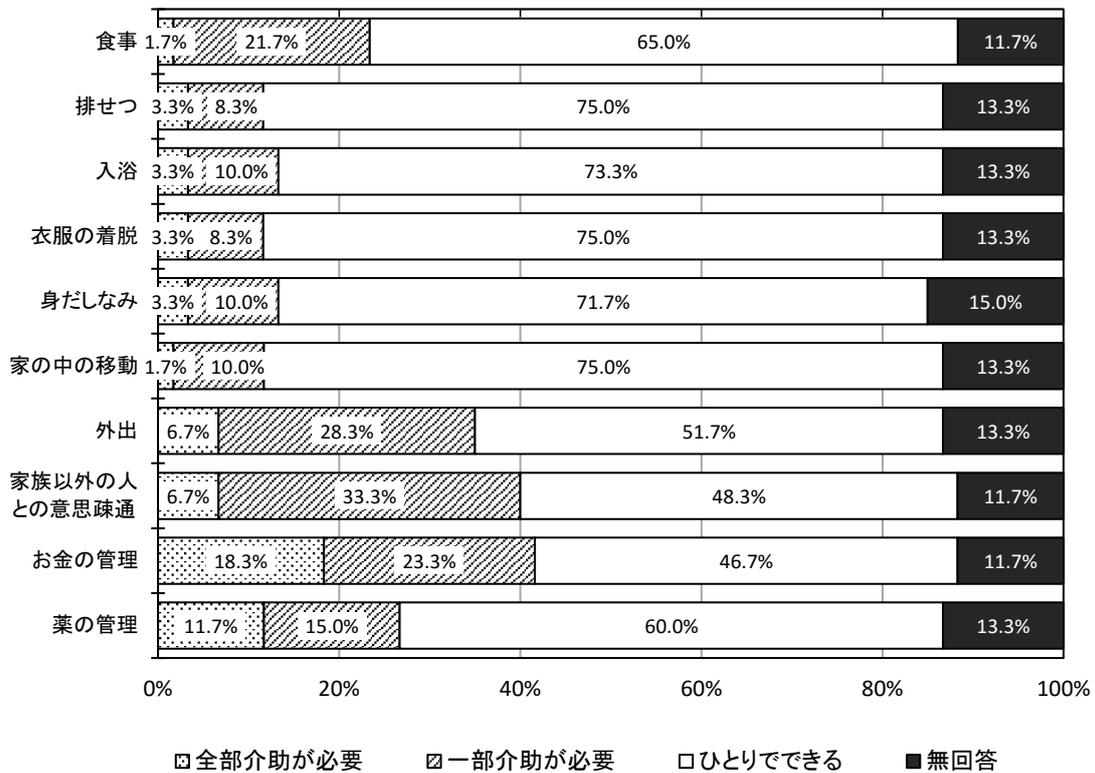
### ○療育手帳 (n=81)



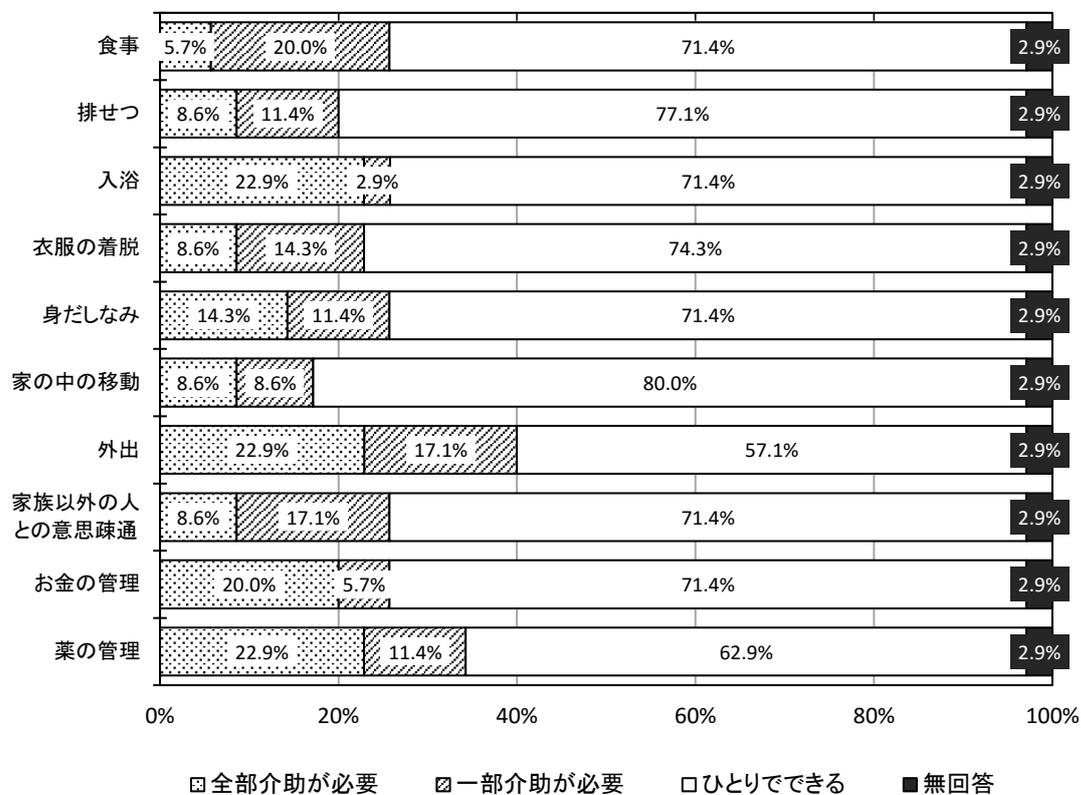
○精神障害者保健福祉手帳（n=59）



○自立支援医療受給者証（精神通院）（n=60）

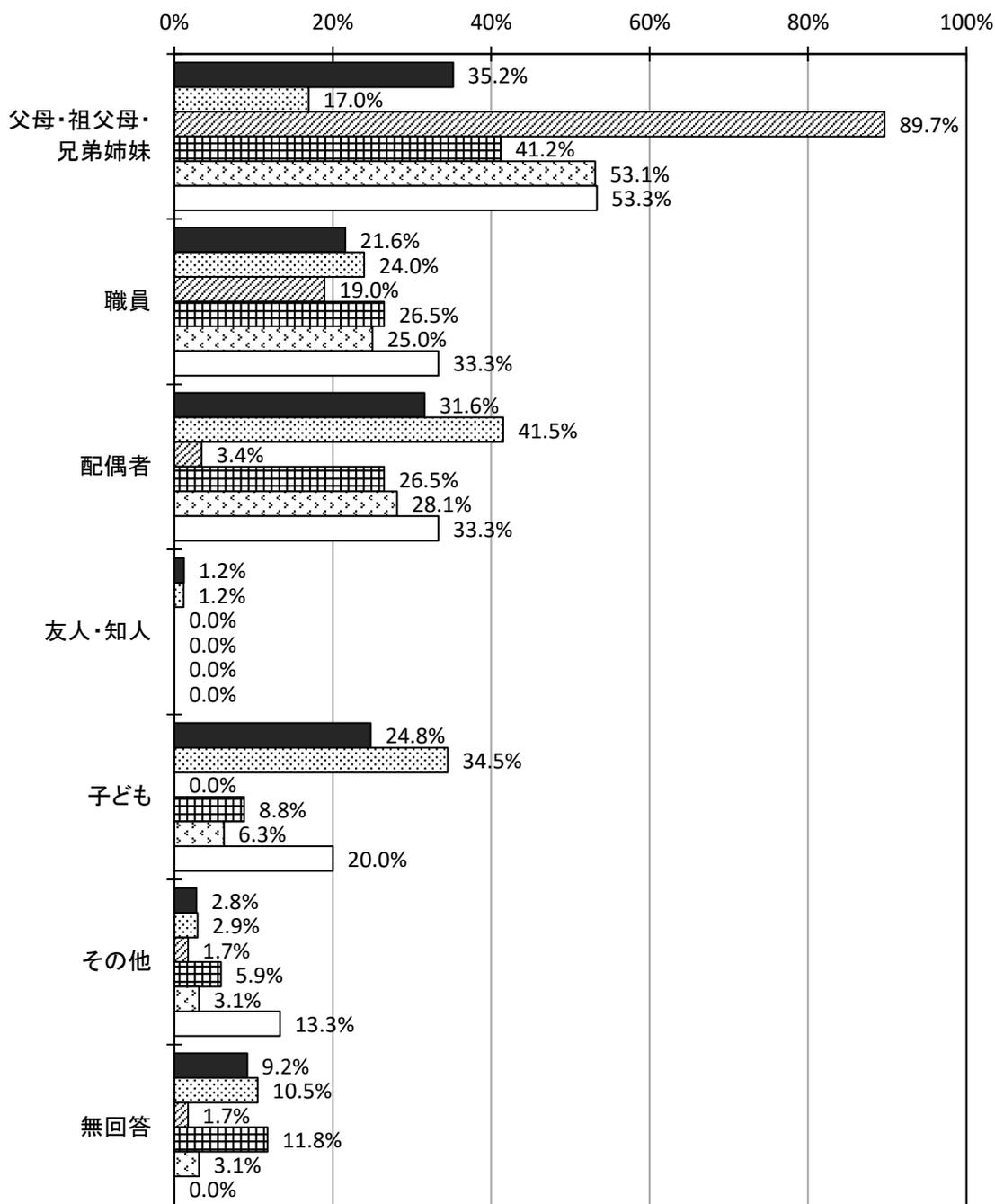


○その他（指定難病受給者等）（n=35）



### (10) 介助してくれるかたについて

日常生活で介助してくれるかたについては、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が35.2%と最も高く、次いで「配偶者」が31.6%、「子ども」が24.8%となっています。



■ 全体 (n=250)

▣ 身体障害者手帳 (n=171)

▤ 療育手帳 (n=58)

▥ 精神障害者保健福祉手帳 (n=34)

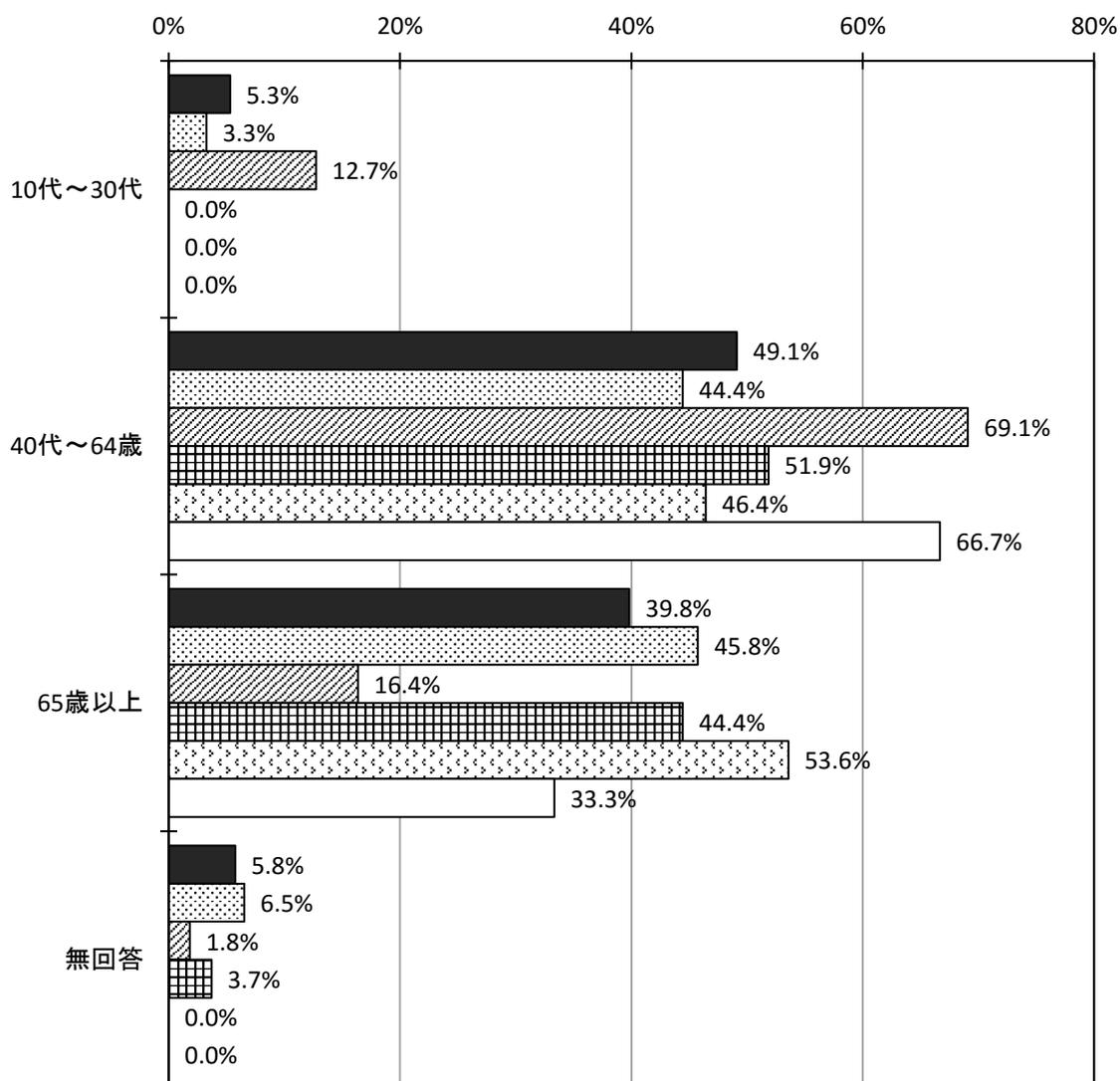
▧ 自立支援医療受給者証 (精神通院) (n=32)

□ その他 (指定難病受給者等) (n=15)

### (11) 介助者の年齢

家族の中で介助をしてくれるかたの年齢については、「40代～64歳」が49.1%と最も高く、次いで「65歳以上」が39.8%、「10代～30代」が5.3%となっています。

手帳所持状況別にみると、身体障害者手帳と自立支援医療受給者証（精神通院）では「65歳以上」が4割台半ばから5割台、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳、その他（指定難病受給者等）では「40代～64歳」が5割台から6割台後半と、最も高くなっています。



■ 全体 (n=226)

▨ 身体障害者手帳 (n=153)

▧ 療育手帳 (n=55)

▩ 精神障害者保健福祉手帳 (n=27)

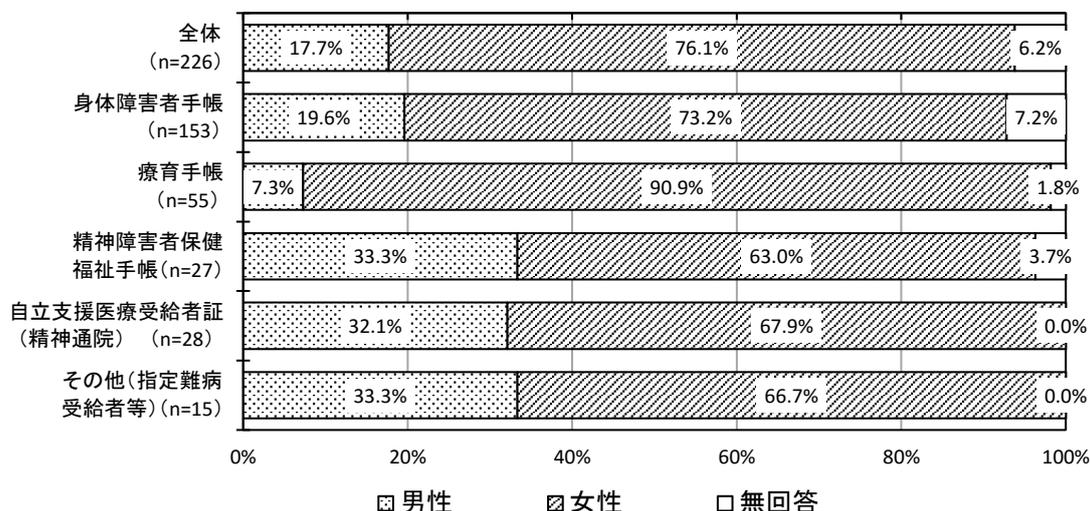
▤ 自立支援医療受給者証 (精神通院) (n=28)

□ その他 (指定難病受給者等) (n=15)

### (12) 介助者の性別

家族の中で介助してくれるかたの性別については、「女性」が76.1%、「男性」が17.7%となっています。

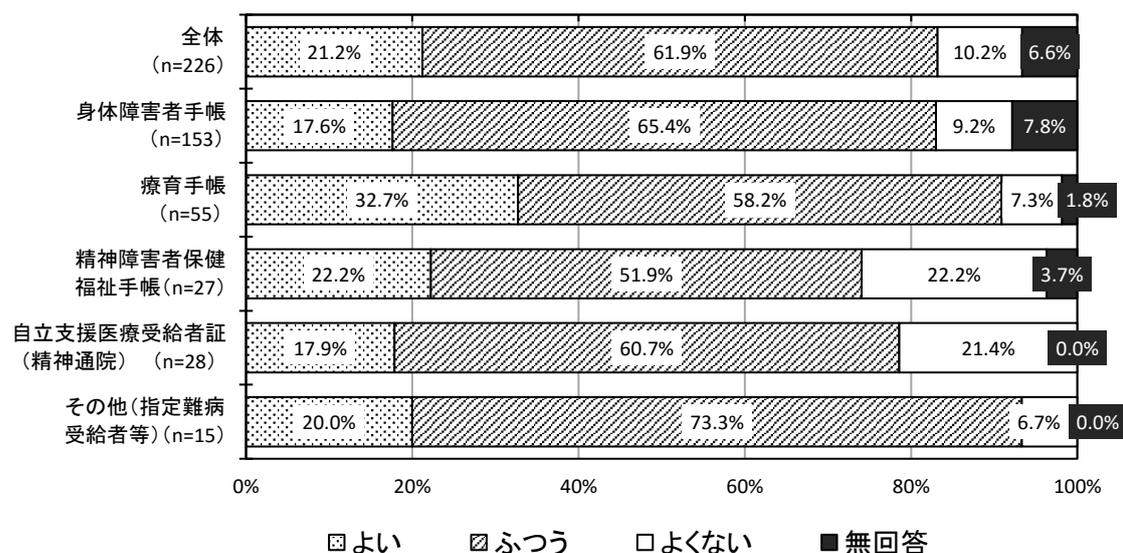
手帳所持状況別にみると、療育手帳では「女性」が90.9%と、それ以外の手帳と比べて高くなっています。



### (13) 介助者の健康状態

家族の中で介助してくれるかたの健康状態については、「ふつう」が61.9%と最も高く、次いで「よい」が21.2%、「よくない」が10.2%となっています。

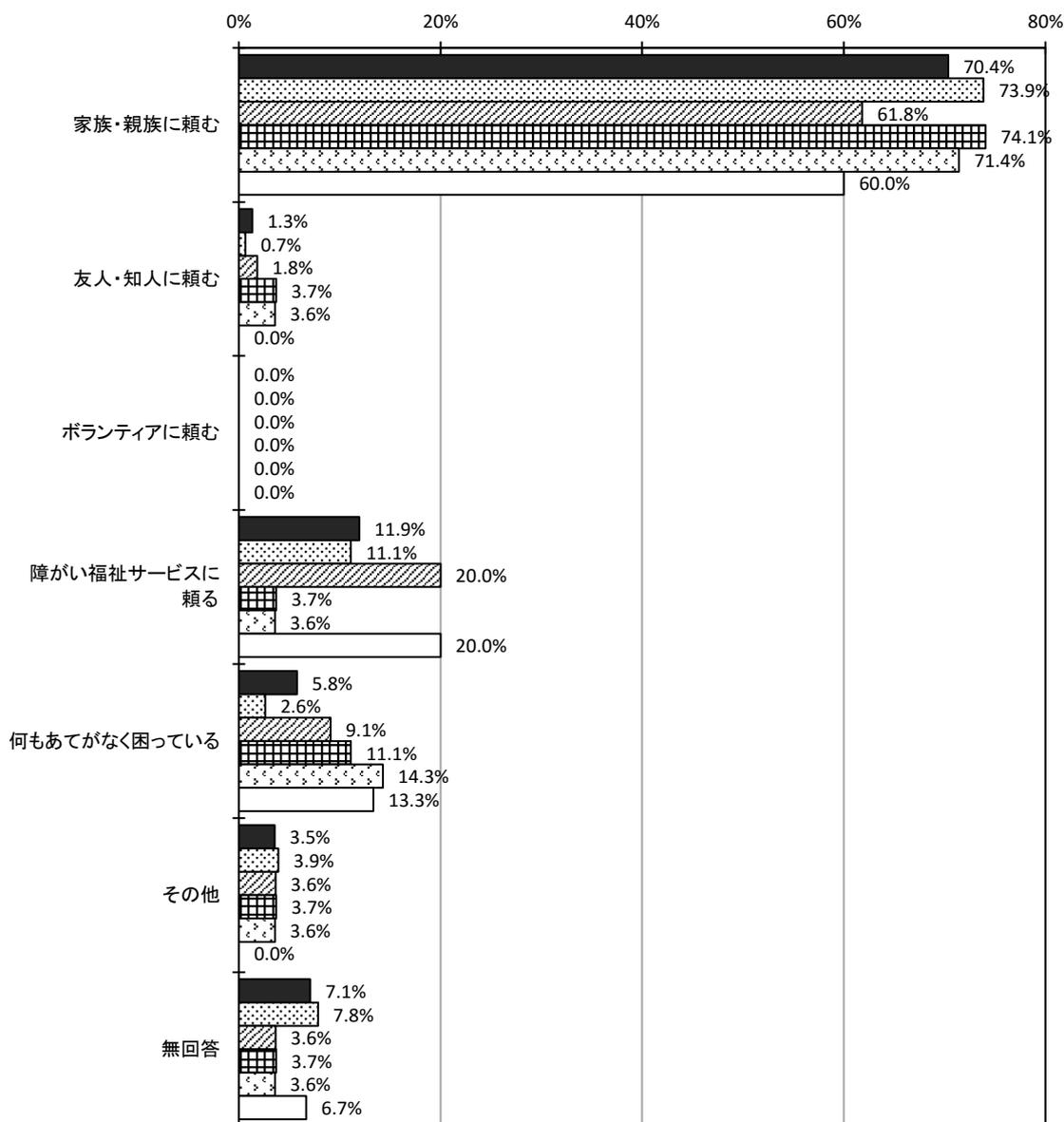
手帳所持状況別にみると、療育手帳では「よい」が32.7%、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証（精神通院）では、「よくない」が2割台と、それ以外の手帳と比べて高くなっています。



#### (14) 一時的に介助できないとき

家族の中で介助してくれているかたが病気や冠婚葬祭などで一時的に介助できないときの対応については、「家族・親族に頼む」が70.4%と最も高く、次いで「障がい福祉サービスに頼る」が11.9%、「何もあてがなく困っている」が5.8%となっています。

手帳所持状況別にみると、療育手帳とその他（指定難病受給者等）では「障がい福祉サービスに頼る」が2割台、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証（精神通院）では「何もあてがなく困っている」が1割台半ばと、それ以外の手帳と比べて高くなっています。



■ 全体 (n=226)

▨ 療育手帳 (n=55)

▩ 自立支援医療受給者証 (精神通院) (n=28)

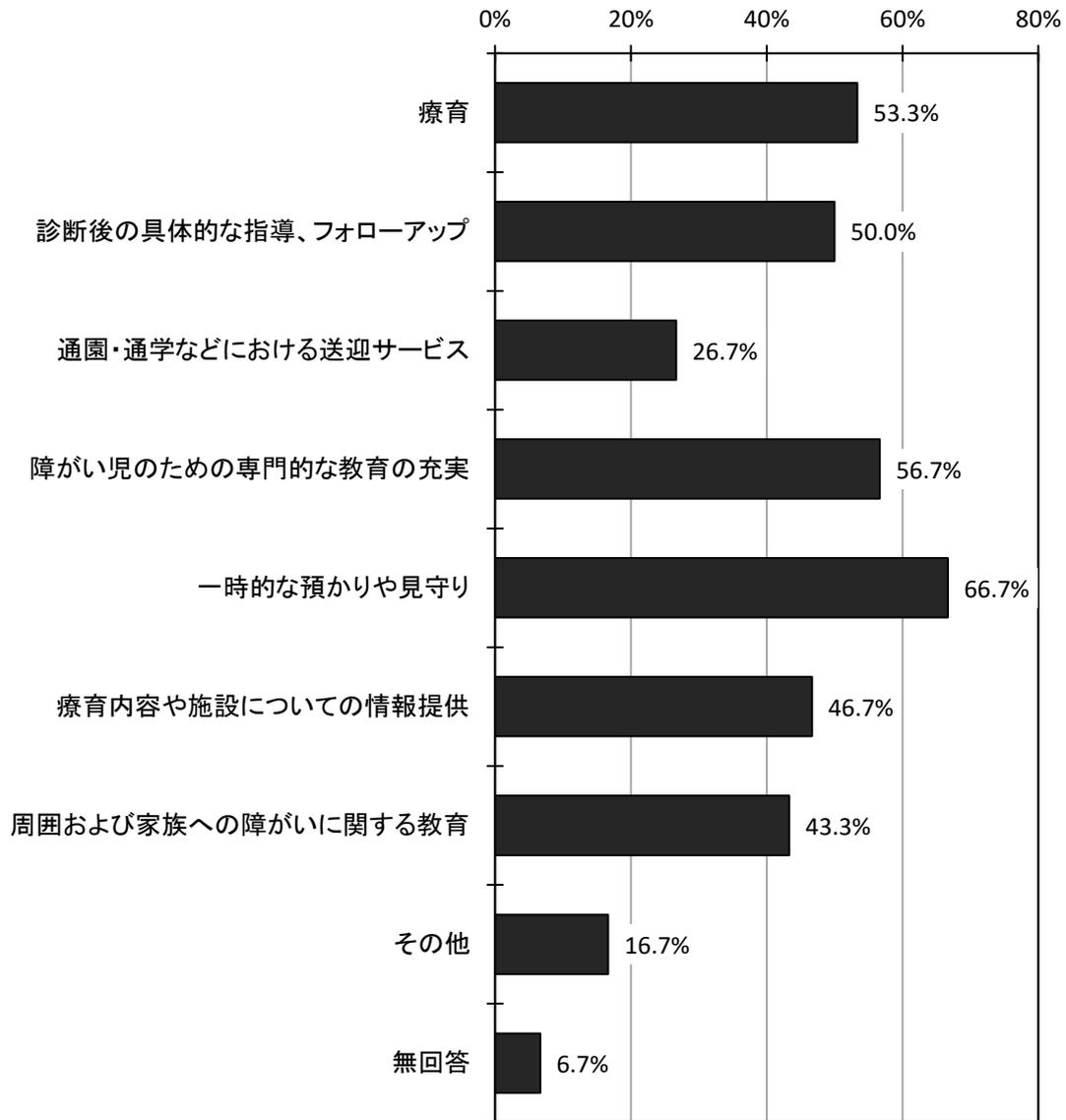
▧ 身体障害者手帳 (n=153)

▤ 精神障害者保健福祉手帳 (n=27)

□ その他 (指定難病受給者等) (n=15)

### (15) 障がいのある子どもへの支援で力を入れるべきこと

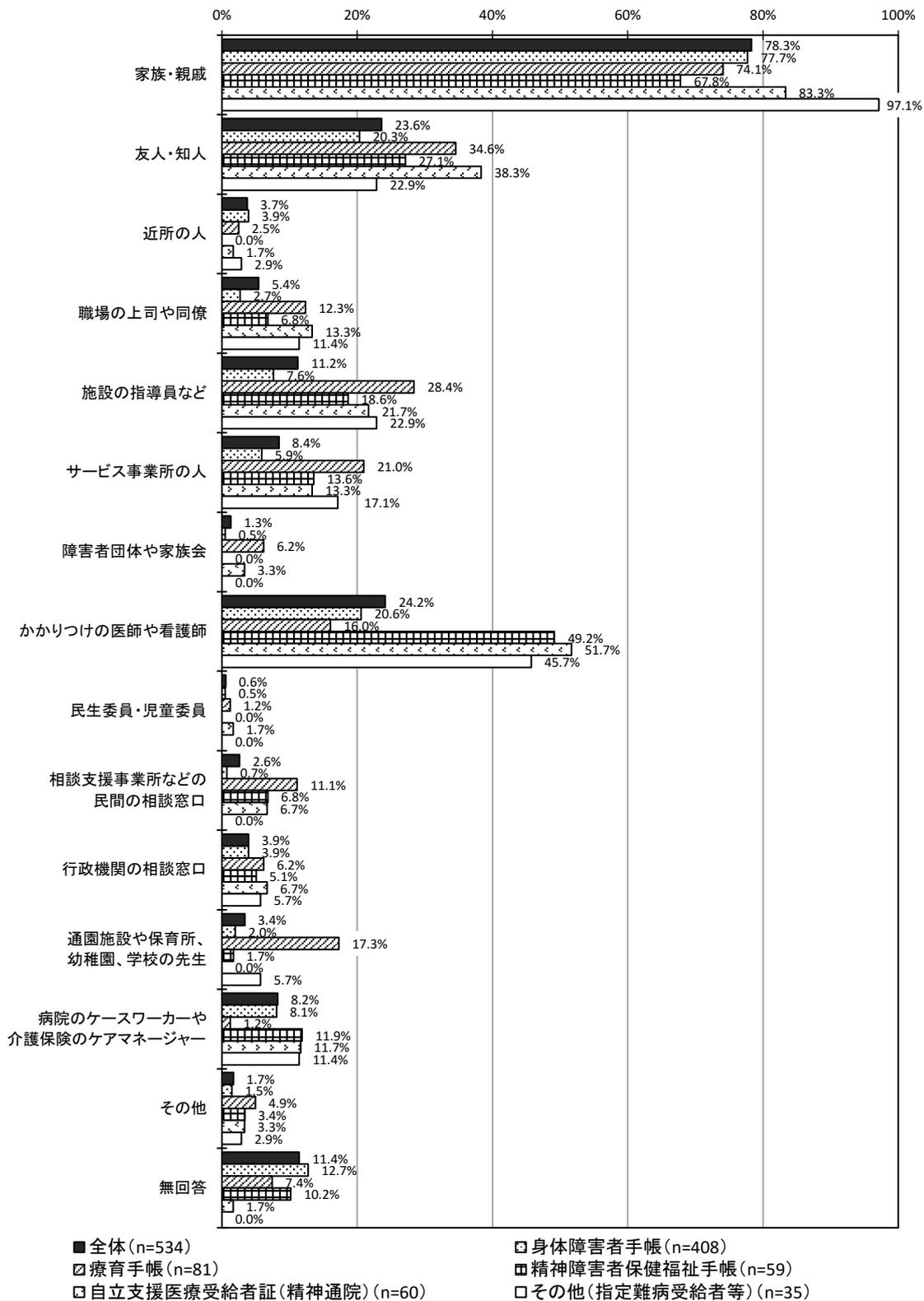
障がいのある子どものために、町はどのようなことに力を入れていく必要があるかについては、「一時的な預かりや見守り」が66.7%と最も高く、次いで「障がい児のための専門的な教育の充実」が56.7%、「療育」が53.3%となっています。



■ 全体 (n=30)

## (16) 相談相手について

悩みや困ったことなどを相談する相手については、「家族・親戚」が78.3%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が24.2%、「友人・知人」が23.6%となっています。



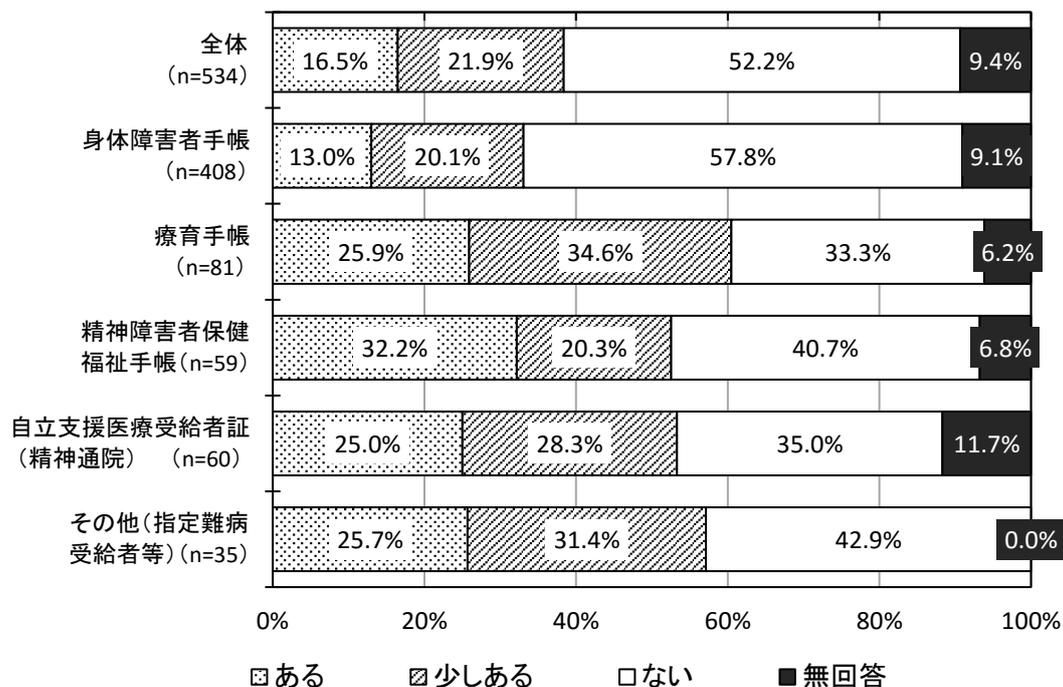
### (17) 差別や嫌な思いをした経験

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「ない」が52.2%、「少しある」が21.9%、「ある」が16.5%となっています。

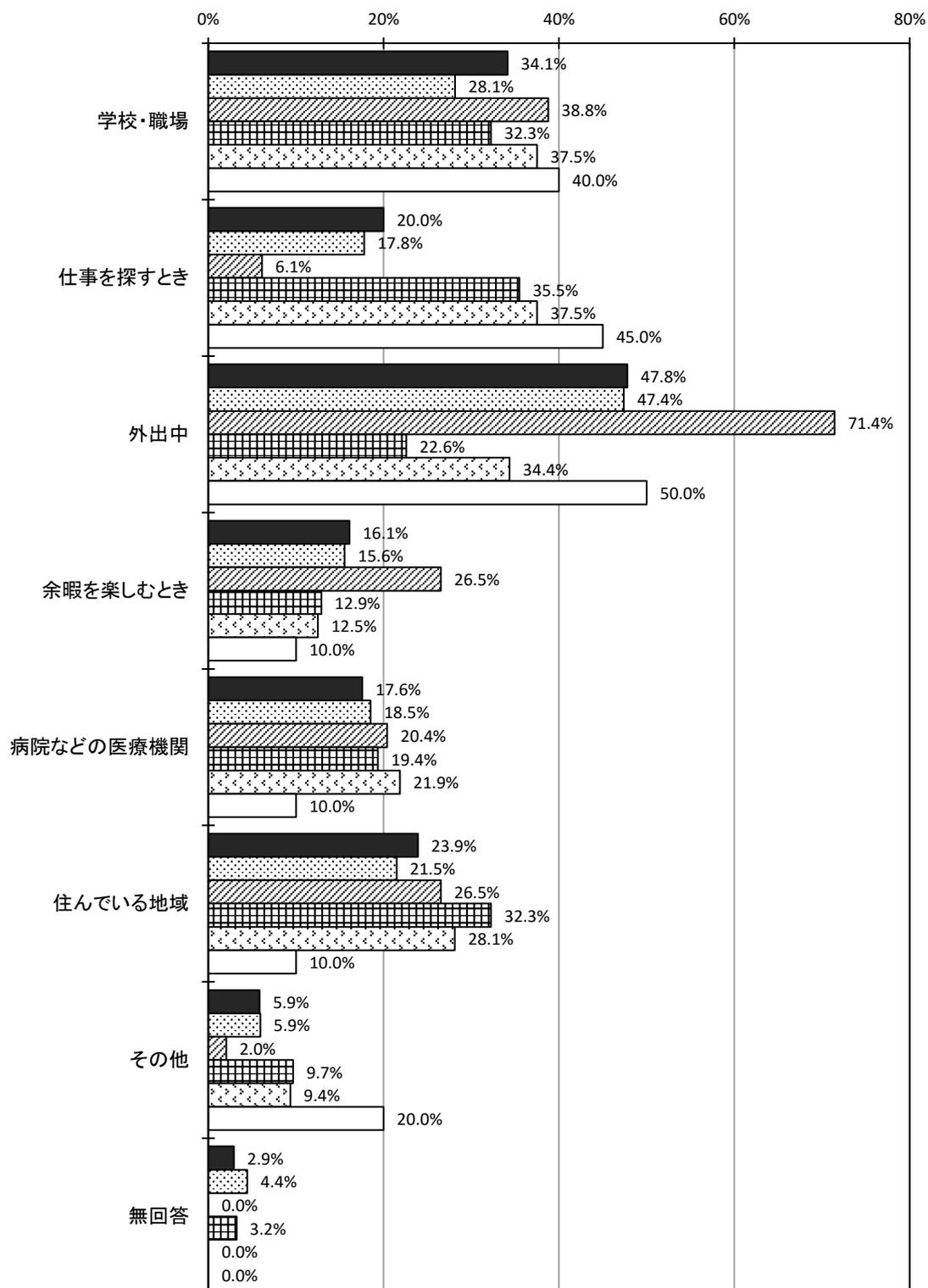
差別や嫌な思いをした場所については、「外出中」が47.8%と最も高く、次いで「学校・職場」が34.1%、「住んでいる地域」が23.9%となっています。

手帳所持状況別にみると、身体障害者手帳と療育手帳、その他（指定難病受給者等）では「外出中」、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証（精神通院）では「仕事を探すとき」が最も高くなっています。

#### ○差別や嫌な思いをした経験について



## ○差別や嫌な思いをした場所



■ 全体 (n=205)

▨ 療育手帳 (n=49)

□ 自立支援医療受給者証 (精神通院) (n=32)

▤ 身体障害者手帳 (n=135)

▩ 精神障害者保健福祉手帳 (n=31)

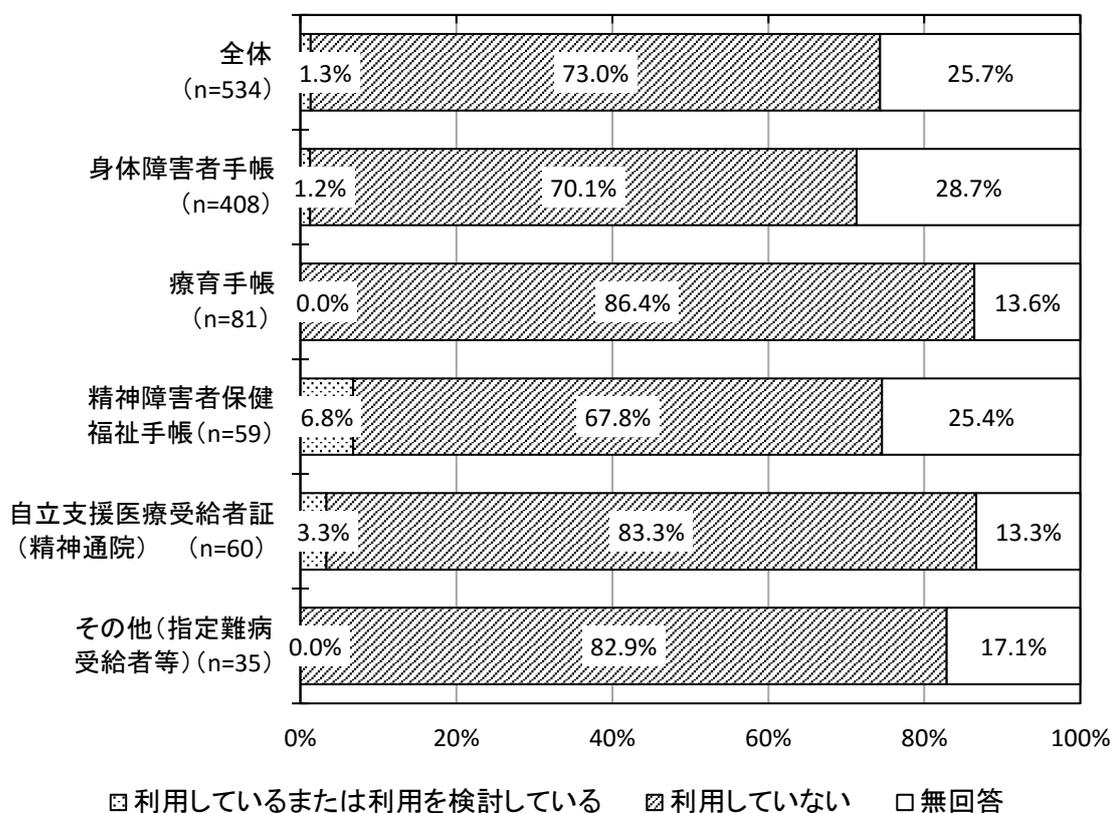
□ その他 (指定難病受給者等) (n=20)

### (18) 成年後見制度などの権利擁護事業について

現在、成年後見制度などの権利擁護事業を利用しているかについて、「利用していない」が73.0%、「利用しているまたは利用を検討している」が1.3%となっています。

利用しているまたは利用を検討している事業については、「日常生活自立支援事業」が85.7%と最も高く、次いで「成年後見制度」が42.9%となっています。

#### ○権利擁護事業を利用しているか



---

---

## 第3章 計画の基本指針と成果目標

---

---

### 第1節 計画の基本理念

#### 1. 計画の基本的な考え方

障害福祉計画・障害児福祉計画では、国の基本指針及び本町の現状を踏まえ、障がい福祉サービス等の提供体制の確保について、令和5年度に向けて目標・指標を設定し、目標達成に向けて各事業の推進を図ります。

#### 2. 国の基本指針

国が示す第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本指針では、これまでの基本理念に加え、障がい福祉人材の確保と障がい者の社会参加を支える取組が追加されました。

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組

## 第2節 基本指針に基づく成果目標

国の基本指針の見直しにより、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画にあった5つの成果目標に、「相談支援体制の充実・強化等」・「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の2つを追加し目標を設定します。

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある人のうち、グループホームや一般住宅に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者数の数値目標を設定します。

#### ■施設入所者数

国の基本指針	
○令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する事を基本とする。	

	数値	考え方
地域生活移行者数	40人	令和元年度末時点の入所者数
【目標値】	3人	令和5年度末までにグループホーム等への移行者数見込み

#### ■地域生活移行者数

国の基本指針	
○令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する事を基本とする。	

	数値	考え方
施設入所者数 (A)	40人	令和元年度末時点の入所者数
【目標値】 (B)	39人	令和5年度末時点の入所者数
削減見込み (A-B)	1人	令和5年度末時点の削減見込み数

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らす事ができるよう、地域包括ケアシステム構築についての目標値を設定します。

### ■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの成果目標

国の基本指針
○令和5年度末までに、各市町村（又は、圏域）に保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置・充実する事を基本とする。

	数値	考え方
【目標】 協議の場の開催回数	1回/年	本町では令和2年度末時点で境町地域自立支援協議会を協議の場として設定したため、具体的に活用できるよう検討を進めます。

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障がい者等の地域生活支援を推進する観点から、体制の構築についての目標を設定します。

#### ■地域生活支援拠点等の整備にかかる成果目標

国の基本指針
○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する事を基本とする。

	数値	考え方
【目標】 設置状況	1箇所	地域生活支援拠点の整備に向けた ①相談②緊急時の受け入れ対応 ③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり、の5つの機能の整備を進めます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の目標値を設定します。

##### ■福祉施設から一般就労への移行にかかる成果目標

国の基本指針
○令和5年度までの一般就労移行者数が令和元年度実績の1.27倍以上とする事を基本とする。
○令和5年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）が令和元年度実績の1.30倍以上とする事を基本とする。
○令和5年度までの就労継続支援A型については令和元年度実績の1.26倍以上、就労継続支援B型については1.23倍以上とする事を基本とする。
○令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用する。
○令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

【目標】	数値	考え方
令和5年までの一般就労移行者数	2人	令和元年度実績の1.27倍以上
令和5年までの一般就労移行者数（就労移行支援）	2人	令和元年度実績の1.30倍以上
令和5年までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人	令和元年度実績の1.26倍以上
令和5年までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	1人	令和元年度実績の1.23倍以上

### (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

福祉・保健・医療・保育・教育等と連携して、地域における支援体制を整備し、障がい児支援を包括的にするための目標値を設定します。

#### ■障がい児支援の提供体制の整備にかかる成果目標

国の基本指針
○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する事を基本とする。(圏域での設置も可)
○令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する事を基本とする。

	数値	考え方
児童発達支援センター設置数	1か所	令和5年度末時点における設置数
保育所等訪問支援の実施体制	1か所	令和5年度末時点における設置数

#### ■重症心身障がい児・医療的ケア児への支援にかかる成果目標

国の基本指針
○令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町又は圏域に少なくとも1か所以上確保する事を基本とする。
○令和5年度末までに、都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する事を基本とする。

	数値	考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数	2か所	令和5年度末時点における確保数
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	2か所	令和5年度末時点における確保数
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1回	令和5年度末時点における関係機関の協議の場の年間開催回数
医療的ケア児等のためのコーディネーターの配置	1人	令和5年度末時点における配置数

**(6) 相談支援体制の充実・強化等** 新規

障がいの種別や各種のニーズに対応できる相談支援として、基幹相談支援センターの設置を目標とします。また、相談支援事業者に対し、助言及び人材育成のために研修等を実施し、連携強化の取組を進めます。

■相談支援体制の充実・強化等の成果目標

国の基本指針
○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する事を基本とする。

	数値	考え方
基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援体制の実施の有無	有	令和5年度末時点において基幹相談支援センターの設置

**(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の**

**構築** 新規

茨城県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に担当職員を派遣します。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、今後の活用について検討します。

■障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針
○令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組にかかる体制の構築をする事を基本とする。

	数値	考え方
都道府県が実施する障がい福祉サービス等にかかる研修の参加人数	1人	令和5年度における参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有	令和5年度における体制の有無

---

---

## 第4章 本計画における各サービス見込量

---

---

### 第1節 障がい福祉サービス等の見込量

#### 1. 訪問系サービス

##### ■訪問系サービスの種類と内容

居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人又は重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を必要としている人に対し、自宅等で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難な人に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■訪問系サービスの見込量

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護・重度 障害者等包括支援	延時間/月	261	297	339
	実人/月	16	17	18

■見込量の設定の考え方

○第5期障害福祉計画における実績から、「訪問系サービス」の利用人数は横ばいで推移している事を反映し、又、利用時間の増加傾向も踏まえ見込みました。

## 2. 日中活動系サービス

### ■日中活動系サービスの種類と内容

生活介護	常時介護が必要な障がいのある人に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活上で身体機能の維持・回復等の支援が必要な身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことが出来るよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活の能力に必要な訓練等の支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に対し、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力向上の為に訓練や、適正に応じた職場の開拓、就職後の職場定着に必要な相談等の支援を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業等への就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援等を行います。
就労継続支援 B 型	一般企業等への就労が困難な人に対し、就労の機会を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を通じて一般就労に移行した障がいのある人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	在宅で暮らす障がいのある人を介助する人が病気等の場合に、障がいのある人が短期入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

■日中活動系サービス見込量

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	延人日/月	1,398	1,454	1,512
	実人/月	65	68	70
自立訓練 (機能訓練)	延人日/月	13	13	13
	実人/月	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	延人日/月	7	7	7
	実人/月	1	1	1
就労移行支援	延人日/月	100	100	100
	実人/月	6	6	7
就労定着支援	延人日/月	1	1	1
	実人/月	1	1	1
就労継続支援A型	延人日/月	304	331	331
	実人/月	14	15	15
就労継続支援B型	延人日/月	840	924	924
	実人/月	48	57	57
療養介護	延人日/月	122	122	122
	実人/月	4	4	4
短期入所	延人日/月	60	60	60
	実人/月	6	6	6

■見込量の設定の考え方

○第5期障害福祉計画における実績を踏まえ、「生活介護」「就労継続支援A型・B型」は増加傾向を見込みました。「自立訓練」「就労移行支援」「短期入所」に関しては実績を踏まえ、年度により利用に差がある為、利用者のニーズに沿ったサービス提供ができるよう見込みました。

### 3. 居住系サービス

#### ■居住系サービスの種類と内容

施設入所支援	施設に入所する人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が共同生活を営む居住において、主として夜間に相談や、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

#### ■居住系サービスの見込量

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	実人/月	39	39	39
共同生活援助	実人/月	32	34	36
自立生活援助	実人/月	0	0	0

#### ■見込量の設定の考え方

○第5期障害福祉計画における実績を踏まえ、「共同生活援助」については実績から増加傾向にあり、障がいのある人の自立に向けて今後もニーズが高まる事を想定し見込みます。「自立生活援助」については利用が想定される対象者の見込みはありませんが、必要とされる状況が生じた場合は速やかに利用につなげる体制を確保していきます。

## 4. 相談支援

### ■相談支援の種類と内容

計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての人を対象として、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人を対象として、地域生活に移行する為の相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	入所施設や病院から地域生活へ移行した人や、一人暮らしへ移行した人等を対象として、安定した地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談等の必要な支援を行います。

### ■相談の見込量

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実人/月	161	165	169
地域移行支援	実人/月	0	0	0
地域定着支援	実人/月	1	1	1

### ■見込量の設定の考え方

○第5期障害福祉計画における実績を踏まえ、「計画相談」は障がい福祉サービスの利用者が増加している状況から増加傾向で見込みました。「地域移行支援」と「地域定着支援」については、必要な人がいつでも支援を受けられるよう体制を確保していきます。

## 第2節 障がい児福祉サービス等の見込量

### 1. 障がい児福祉サービスの見込量

#### ■サービスの種類と内容

児童発達支援	就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与や集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上下肢又は体幹の機能障がいのある児童に、児童発達支援と治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問して、発達支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の支援を要する児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、療育の場として、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等を継続的に行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

#### ■障がい児福祉サービスの見込量

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実人/月	7	7	7
医療型児童発達支援	実人/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	1	1	1
放課後等デイサービス	実人/月	47	52	57
保育所等訪問支援	実人/月	1	1	1

■見込量の設定の考え方

○第1期障害児福祉計画における実績を踏まえ、「児童発達支援」は増減を繰り返しながら推移している事から平均値で見込みました。「放課後等デイサービス」は増加傾向であることから伸び率を考慮し見込みました。「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」「保育所等訪問支援」については、利用実績はありませんが、利用者を想定し1名を見込みました。

## 2. 障がい児相談支援の見込量

■相談支援の種類と内容

障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用するすべての人を対象として、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
----------	--

■相談の見込量

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実人/月	56	62	67

■見込量の設定の考え方

○第1期障害児福祉計画における実績を踏まえ、今後も利用者の増える事が予想されるため、伸び率を顧慮し見込みました。

### 第3節 地域生活支援事業の見込量

#### ■地域生活支援事業の種類と内容

理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る中で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、ボランティア活動団体、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	<p>①障がい者相談支援事業 障がいのある人、又はその保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>②基幹相談支援センター 地域における相談支援の中核的な役割を担います。</p> <p>③住宅入居等支援事業 保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等にかかる支援を行います。</p>
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てが出来ない状態にある場合の町長の申立てによる支援や、その必要経費または後見人の報酬の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見等の業務を法人が適正に行える体制の整備、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の支援を行います。

意思疎通支援事業	<p>①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのある人とのコミュニケーションの支援を行うため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。</p> <p>②手話通訳者設置事業 聴覚障害のある人との交流の促進や、支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。</p>
日常生活用具給付事業	<p>障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、日常生活用具の給付又は貸与を行います。</p> <p>①介護・訓練支援用具 特殊寝具・特殊マット・訓練いす・訓練用ベッド等</p> <p>②自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等</p> <p>③在宅療養等支援用具 電気式痰吸引器、音声体温計等</p> <p>④情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等</p> <p>⑤排泄管理支援用具</p>
移動支援事業	<p>屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会参加等に必要外出時の支援を行います。</p>
地域活動支援センター事業	<p>障がいのある人が日中に通う施設で、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図ります。</p>
日中一時支援事業	<p>障がいのある人の日中における活動の場を確保し、保護者や家族の就労支援及び日常的に介護を行っている人の一時的な休息を支援します。</p>
生活サポート事業	<p>障がい福祉サービスを受けられない人で、日常生活に関する支援を行わなければ生活に支障をきたす恐れのある人に対して、必要な支援（生活支援や家族援助等）を行います。</p>

<p>身体障害者自動車運転免許取得費助成事業</p>	<p>身体に障がいのある人の社会参加を促進するため、自動車運転免許取得費の一部について助成を行います。</p>
<p>身体障害者自動車改造費助成事業</p>	<p>下肢又は体幹機能に重度の障がいのある人が、自立した生活や社会活動への参加、就労のために使用する自動車の改造に要した費用の一部について助成を行います。</p>
<p>訪問入浴サービス事業</p>	<p>自力で入浴する事が困難な障がいのある人の自宅に、移動入浴車で訪問し、入浴サービスを提供し、障がいのある人等の心身機能の維持と介護者の負担軽減を図ります。</p>

■地域生活支援事業の見込量

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
①障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
②基幹相談支援センター	実施箇所数	0	1	1
③住宅入居等支援事業	実施箇所数	0	1	1
成年後見制度利用支援事業	実人/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人/年	5	5	5
②手話通訳者設置事業	設置箇所数	1	1	1
日常生活用具給付事業	件数/年	690	700	710
移動支援事業	実施箇所数	5	5	5
	実人/年	5	5	5
地域活動支援センター事業	実施箇所数	2	2	2
日中一時支援事業	実施箇所数	7	7	7
	実人/年	35	35	35
生活サポート事業	実人/年	1	1	1
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	件数/年	1	1	1
身体障害者自動車改造費助成事業	件数/年	1	1	1
訪問入浴サービス事業	実人/年	1	2	2

■見込量の設定の考え方

○第5期障害福祉計画における実績を踏まえ、「基幹相談支援センター」「住宅入居等支援事業」については社会資源を確保し設置等に向けて検討していきます。「意思疎通支援事業」「日中一時支援事業」については利用に増減がある為、平均値で見込みました。「日常生活用具給付事業」については増加傾向である為、年間10件の利用増を見込みました。

■成年後見制度利用促進基本計画

○成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条の規定に基づく、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画です。

【参考】成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

○アンケートの結果では、「成年後見制度などの権利擁護事業を利用しているか」との設問に対し、「利用していない」が73.0%、「利用しているまたは利用を検討している」が1.3%となっています。今後、「成年後見制度」に関する広報・啓発活動を行い周知に努め、利用を検討している人を支えられる仕組みづくりを進めて行く必要があります。

○今後「成年後見制度利用促進基本計画」は上位計画となる「地域福祉計画」に統合していく予定です。

---

---

## 第5章 計画の推進

---

---

### 第1節 計画の推進体制

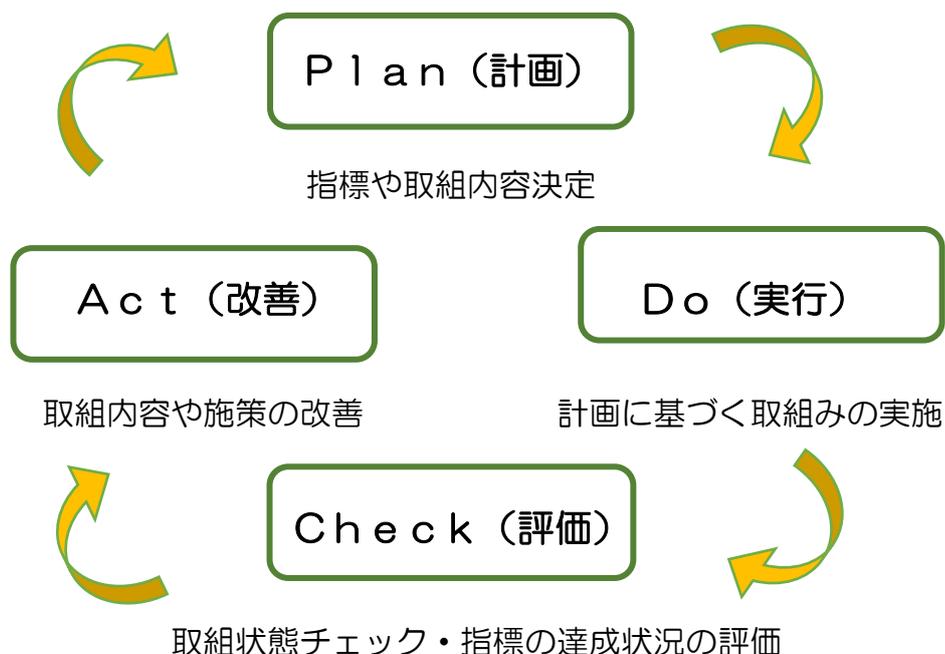
#### 1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や県、境町地域自立支援協議会等との連携のもと、地域住民をはじめ、ボランティア、当事者団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、サービス提供事業者などとネットワークの形成を図り、計画を推進します。

#### 2. 計画の点検・評価

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。事業の実績や指標などを用いて評価を行い、必要があると認める時には、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

【PDCAサイクルのイメージ】



**境町第6期障害福祉計画**  
**境町第2期障害児福祉計画**

---

発行：茨城県・境町

令和3年3月

問合せ：境町役場 福祉部 社会福祉課

〒306-0495 茨城県猿島郡境町 391-1

TEL 0280-81-1305 FAX 0280-86-6020

E-mail hukusi@town.ibaraki-sakai.lg.jp

